

専門職業教育と大学院政策

天 野 郁 夫*

Professional Education and Graduate School Policies in Postwar Japan

Ikkuo Amano

はじめに

2003年、学校教育法が改正され、「専門職大学院」制度が発足した。

同法の第60条は従来、「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする」と規定していた。改正後、この目的規定は「大学院は学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と改められ、さらに新たに第2項として、「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする」という規定が加えられた。

これに対応して、「専門職大学院設置基準」（省令）も定められたが、そこでは専門職大学院に置かれる「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」とされている。わが国の大学院制度はこの法改正を機に、「大学院」と「専門職大学院」の2種類の大学院から構成されることになったのである。（以下では前者を、専門職大学院と区別する必要がある場合には、「一般大学院」と呼ぶことにする。）

このように大学院制度が二元化されたことは、第二次大戦直後の学制改革以来懸案とされてきたわが国の大学制度改革上の課題について、ようやくひとつの結論が出されたことを意味するものであり、わが国の大学院のみならず大学全体にとって、衝撃的といってよいほどの大きな、及ぶところの広く深い改革といってよい。にもかかわらず、今回の制度改革の持つ意味が、直接の関係者の間ですら十分に認識されているとはいえないように思われる。

それはおそらくは今回の改革が、大学・大学院制度そのものの根本的な再検討にもとづくものではなく、司法制度改革の一環として提起された法曹養成システムの改革構想に対応する形で、すなわち「法科大学院（ロースクール）」の開設要求と絡んで進められてきたこと、そのためもあって専門職大学院というと法科大学院の問題ばかりが大きくクローズアップされることと、深くかかわっ

* 国立大学財務・経営センター研究部長

ていると思われる。

法科大学院構想に促され、あるいは強いられる形で進められてきたその制度改革が、わが国の高等教育システムにとってどのような意義を持ち、またどのような衝撃を与えるものであるのか。ここで検討を加えてみたいのは、その問題である。そして、その作業は何よりも「専門職大学院」の成立にいたる、わが国の大学における専門職業教育の位置付けをめぐる歴史的経緯を跡付けることから、始められなければならない。今回の改革のもつ重さと衝撃力の大きさは、そのなかで次第に明らかにされるだろう。

1. 第二次大戦後の大学改革と専門職業教育

1) 大学制度のモデル転換

第二次大戦後の新しい大学制度が占領軍の指導の下に、アメリカのそれをモデルに構想されたことはよく知られている。戦前期の旧制度の大学は、ヨーロッパをモデルとするものであったから、それは制度の基本的構造の大転換を意味していた。

戦前期の高等教育システムは、基本的に大学、高等学校、専門学校、師範学校の4タイプの学校からなり、このうち高等普通教育機関とされた高等学校を除いて、すべてが専門（職業）教育の機関であった。大学の中には、高等学校に相当する教育課程を「大学予科」の形で併設するところもあったが、専門学部教育の中心があったことに変わりはない。工・農・商の実業専門学校を含む専門学校も専門（職業）教育のみの、しかもほとんどが単科の高等教育機関であり、専門（職業）教育の年限は大学と同じく3年（医学は4年）が原則であった。また大学の設置認可について政府は著しく限定的であり、戦前期を通じてその数は50校余にとどまっていた。

戦後改革はこれら多様な高等教育機関を、すべて単一の新しい四年制大学（「新制大学」）に再編統合するものであった。とくに国立セクターでは、同一県内所在の諸学校が一県一大学を原則に、すべて新しい大学に統合され、高等学校もいずれかの新制大学に吸収された。

その新制大学の学部教育は、従来どおり専門学部制をとることになったが、旧制度の大学・専門学校が専門（職業）教育に偏していたことへの反省から、すべての新制大学が原則2年の「一般教育課程」を置くことを求められた。このことは、新しい四年制大学では学部段階の専門（職業）教育の期間が、従来の3年から2年に短縮されることを意味した。このように専門（職業）教育の年限を短縮してまで一般教育、言い換えれば高等普通教育をすべての大学に義務付けた背景には、高度の専門教育、とくに専門職業教育は、アメリカと同様に大学院段階で行なえばよいという、占領軍側の認識があったものと思われる。すなわち、学部段階の教育改革は、アメリカ的な大学院制度、とりわけ専門職業教育に特化した「職業大学院（プロフェッショナル・スクール）」制度の創設を、暗黙の前提として進められたと考えられるのである。

アメリカの大学院制度が、「研究大学院（グラデュエート・スクール）」と「職業大学院（プロフェッショナル・スクール）」の、2元的構造を持つことはよく知られている。それははじめから専門学部制を取り、専門職業人の養成中心に発展してきたヨーロッパの大学と違って、アメリカの大学が、

人間形成重視の教養教育・高等普通教育の場であるカレッジから出発し、やがて大学教員・研究者養成のための「研究大学院」を開設し、さらには専門職業人養成の場として「職業大学院」を発達させてきたという、歴史的経緯に由来している。最近まで、ヨーロッパ諸国に制度化された大学院が存在しなかったことから知られるように、大学院制度はアメリカの大学にきわめて特徴的なものだったのである。

ヨーロッパの大学をモデルに成立してきたわが国の戦前期の大学にも、実は大学院が設置されていた。ただし、「ユニバーシティ・ホール」と英訳されたその大学院は、「研究を継続したいと希望する学生が、指導教官の指導下に各自の研究を進める場所と考えられていたのであって、学位取得希望者ないし学問研究者の養成期間としての側面を強く持」っていた（海後・寺崎、278頁）。つまりそれは「研究」大学院、しかもアメリカのように教員組織や教育課程を持つ、独立した教育研究組織としての大学院ではなく、学部が付随的で自立性を欠いた、制度化されたとはいいがたい組織として開設され、運営されてきたのである。その日本的伝統が、新制度の大学院にもそのまま引き継がれ、さまざまな歪みを生む原因になってきたことは、改めて指摘するまでもないだろう。

それはともかく、わが国の大学では、医師や法曹などの代表的な専門職をはじめとする専門職業教育は、戦前期を通じて大学院とは関係なく、大学の専門学部や（旧制）専門学校で完結的に行われてきた。このことは占領軍側の期待や認識と異なり、日本側の関係者の間に、学部段階の専門（職業）教育年限の短縮に合わせて、研究者・後継者養成とは別の、専門職業教育のための大学院を新たに設置すべきだという認識が、基本的に欠けていたことを示唆している。

事実、日本側であって、学制改革に中心的な役割を果たした「教育刷新委員会」での審議経過を見ても、占領軍側の関係者が大学院での専門職業教育を想定して、「学士」と「博士」の中間的な学位を設ける必要性を指摘したのに対して、日本側はほとんど反応を示さなかったことが指摘されている（海後・寺崎、295－297頁）。同委員会の報告で、最初に大学院に触れているのは、1948年の「科学研究者養成に関すること」だが、そこでも「大学院は、大学教育の延長ではなく・・・学術研究者を養成する機関」であるとされるにとどまっていた（日本近代教育史料研究会、p. 80）。

2) 大学基準協会と大学院基準

このことは、新しい学部・大学院制度と専門職業教育の関係が、政策課題として検討の対象とされなかったことを意味するわけではない。ただ、問題の検討に中心的な役割を果たしたのは、文部省でも教育刷新委員会でもなく、これもアメリカ的な制度の一部として設置された、大学基準協会であった。それは大学の教育研究機関としての水準維持を、大学自身が自主的・自発的に行う「基準認定（アクレディテーション）」機関として、1947年に生まれた大学基準協会が、文部省に代わって新たに設置される大学・大学院の認可基準、すなわち「大学基準」や「大学院基準」作成の役割を担っていたためである。

最初の「大学院基準」は、大学基準協会での審議にもとづいて1949年に定められるのだが、それによれば大学院には修士・博士の2つの課程を置くものとされ、それぞれの目的が次のように規定されていた（海後・寺崎、pp. 372-373）。

「修士の学位を与える課程は、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って、専攻分野を研究し、清新な学識と研究能力とを養うことを目的とする」

「博士の学位を与える課程は、独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力を養うことを目的とする」

この目的規定は、大学院が修士・博士の2課程とも、研究者養成を主要な目的とする「研究大学院（グラデュエート・スクール）」として、性格づけられたことを意味している。こうした性格付けは、これまでの日本的な大学院観からすれば当然であったろうが、アメリカ側の関係者がそれに批判的であったことが、基準協会の記録などからもうかがわれる（大学基準協会，pp. 117-118）。その結果、大学院基準には「備考」として、次のような一文が加えられることになった。

「この基準は、学術の研究者及び教授者の養成を主たる目的とする大学院について定めたものである。専門の職業に従事する者（例えば医師，弁護士等）の養成を主たる目的とするものについては別に之を定める」

つまり、1949年の時点で大学院は「研究大学院」として構想されたが、アメリカ的な「職業大学院」の構想も完全に否定ないし放棄されたわけではなく、将来の制度化への含みが残されていたのである。そしてこのように、専門職業教育を目的とする大学院の設置が見送られたことは、あらためて学部段階の専門職業教育の年限をどうするのかについて、問題を提起するものであった。

3) 専門職業教育の年限問題

学部段階の専門職業教育については、1947年に新しい大学の年限を4年とする「学校教育法」が制定されるのに先立って、医学、歯学、獣医学のように、従来4年間の専門教育が行われてきた領域の年限をどうするかが問題にされ、医学・歯学については例外として学部教育6年、うち4年を専門教育に当てることで、決着を見ていた（大学基準協会A，pp. 60-68）。

アメリカではともに「職業大学院」によって担われている医療系の2領域の専門職業教育に、学部教育の年限延長で対処するという選択が、早々と下されていたことになる。「大学の修業年限は、四年とする。但し、特別の専門事項を教授研究する学部・・・については、その就業年限は、四年を超えるものとする事ができる」という、学校教育法の第55条は、そうした2領域についての例外措置に対応するものに他ならない。

しかし、旧制度に比べて1年短縮された教育年限が問題であることは、他の専門職業教育の領域でも変わりにはなかった。しかも「特別の専門事項を教授研究する学部」の年限は「四年を超えてもよい」という規定があるのだから、年限問題を議論すること自体、タブーであったわけではない。1948年には、各領域の「分科教育基準」の設定ともかかわって、大学基準協会が法学教育の年限問題などが議論されているが、結論を得るにいたらなかった（大学基準協会A，p. 133）。

また1950年にも、大学基準の「備考」に示された「職業大学院」構想への含みもあって、法学・商学・工学・農学の4領域について「大学院職業分科会」が設置され、この問題の検討がはかられた。その結果、「大学院基準の趣旨に多少修正を加えれば、差し支えないという結論に達した」ものの、「新制大学が内容的に整備されないうちに職業コースを設けると大学院の水準を低める恐れがあ

るばかりでなく、大学院を学部延長のようなものにする恐れが多分にある」という理由から、結局、大学院基準を改定するまでにはいたらなかった（大学基準協会A, p. 121）。

こうした「職業大学院」問題への消極的な態度は、1949年の新制大学の全面的な発足からまだ日が浅く、新制大学院が実態として存在しない状況にあった（新制大学院の発足は1953年）ことを考えれば、当然というべきかもしれない。1951年には、占領期の改革の見直しを目的に設置された「政令改正諮問委員会」が、「教育制度の改革に関する答申」を出しているが、そこでも大学院については「修士課程はいたずらに在学年限の延長をきたすに等しい結果に陥る弊害を伴いやすいから、とくにその設置及び運用について注意すること」とのべるにとどまっている。同委員会が重視したのは、何よりも学部段階の専門職業教育の充実であり、大学を「2年又は3年の専修大学と4年以上の普通大学」に、「専修大学は、専門的職業教育を主とするもの（工、商、農各専修大学）と教員養成を主とするもの（教育専修大学）とに分ち、普通大学は、学問研究を主とするものと高度の専門的職業教育を主とするものとに分かつこと」が提言されている（学校教育研究所, 第2巻, 298頁）。つまり、専門職業教育は学部段階で行えば十分だというのが、政令改正諮問委員会の基本的な考え方であり、大学と専門学校・師範学校の双方で専門職業教育が行われていた旧制度の記憶が、そこでの改革構想に強く投影されていたことがうかがわれる。

その後1953年に、大学基準協会は「大学及び大学院問題研究委員会」を設置して、この問題の本格的な検討を進め、翌54年、学部段階の専門（職業）教育については「四年制の枠は堅持する。但し、一般教育と修士課程をあわせ考えて総合的な見地から専門教育のカリキュラムは整備単純化されなければならない」、また大学院修士課程については、「高度の職業教育をもち得ることとする」という結論に達した（大学基準協会A, p. 198）。1955年、大学院基準の修士課程に関する目的規定が「修士の学位を与える課程は学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って、精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力を養うことを目的とする」と改められたのは、この結論に基づくものである（同, p. 223）。これによって、ようやく修士課程における専門職業教育が容認されることになったのだが、政府は、とくに国立大学における修士課程のみの、つまり博士課程をおかない、専門職業教育に特化した大学院の設置には消極的であった。

この時期、基準協会はまた「日本経営者団体連盟をはじめとする新制大学（大学院）に対する批判に答えるため」もあって「それと関係の深い」、またそれまで見送ってきた「法学、商学、工学、農学の4つに、同じくprofessional educationである神学を加え」た「高度の職業教育に関する五部門」についても、上記委員会の下に専門委員会を設置して「教育基準」の検討をはかっている（同, p. 165）。各専門委員会は1954年から56年にかけて、検討結果の報告を行ったが、大学院や専門職業教育に直接関連した部分をあげれば、次のとおりである（海後・寺崎, pp. 329-335）。

（1）法学

「現行の大学基準による法学教育は、法職を対象とする職業教育としては不十分である。ゆえに学部の専門教育を拡充して学力の向上をはかり得るように大学基準の適用に弾力性を持たせる必要がある。また、修士課程において職業教育をも行い得よう大学院基準を改定する必要がある」

(2) 農学

「現行大学院基準は修士課程の目的が研究能力を養うことにありと規定しているが、研究能力を持つ者即ち専門技術者であるから、現行のままで高度の職業教育は可能である」

(3) 商学

「専門教育の学科目は可能な限り基本的科目に絞り、それによって得た知識が将来実地に応用できるようにする・・・細分化された学科目は大学院に移す」

(4) 工学

「大学における工学教育は四年では不足であるとの意見もあるが・・・将来は別として、少なくとも現状では四年間を、より有効に活用する余地が残されていると考える。とくに大多数の学生にとって、学生生活を延長することは現在の社会事情からいっても極力避けるよう努力すべきである。高度の専門職業教育（修士課程）あるいはさらに高度の研究、教育（修士課程、博士課程）に進む者のためには大学院を利用せしむべきである。新制大学の大学院は全くかかる目的のために置かれているのである」

ここから共通に読み取れるのは、学部段階の専門職業重視の傾向と、その裏返しとしての「職業大学院」の制度化に対する消極的態度であるが、同時に専門領域によって考え方にはかなりの違いがあったことがわかる。4つの専門領域のうち、4年制の学部教育による専門職業教育にとり分け強い不満足を表明していたのは、工学系と法学系であるが、その理由は著しく異なっていた。

4) 法学と工学

まず法学だがそこでの不満は、実定法を中心に構造化されたカリキュラムによる、しかも国家試験とかかわる法学の専門教育期間が、戦前期の3年から2年に圧縮されたことにかかわっていた。前記の専門委員会が1955年に発表した「概況報告」は、次のように述べている（海後・寺崎, p. 334）

「法学教育においては、法学的知識を授けるほかに、高い文化的教養を身につけるように教育することが重要である。その意味において一般教育を重視すべきことはいうまでもない。しかし他方においては、法学の専門的知識を学ぶために二年間の期間では不十分であって、大学における法学教育を充実させるために、次のような五つの案がとりあえず考えられる。

- (a) 専門課程三年、教養課程二年の計五年案
- (b) 専門課程三年、教養課程一年の計四年案
- (c) 法学専門課程と修士課程一年の統合案
- (d) 大学院制度改革案
- (e) 法・経両学部を統合した「社会科学部」とロー・スクールとの両立て案」

これらの案のうち、(c) 案については「場合によっては修士課程の存廃が問題になってくる」、また (d) 案については「現行の大学院制度における画一主義に修正を加えて、法学教育については、アメリカのロー・スクールのシステムを取り入れることが考えられる」というコメントが付されているが（同, p. 334）、(a)、(b)、(c) の3案に見られるように全体として、学部段階の専門職業教育の改善によって対応しようという考え方が、主流を占めていたことがわかる。

工学もまた、年限短縮の影響を強く受けた領域である。ただ、国家資格試験との関係の弱いこの領域では、産業界の科学技術人材に対する量的・質的な不満感が、改革を求める大きな力として働いていた点で、法学とは異なる。前記1951年の政令改正諮問委員会の答申自体、そうした人材養成の量と質をめぐる不満を反映したものと見てよいだろう。

事実、産業界を代表する日本経営者団体連盟は、1952年に「新教育制度の再検討に関する要望」を出して、新しい大学制度をきびしく批判し、「新制下における大学教育の現状は産業人としての人間教育面に遺憾の点が少なくまた一般的には教養学科と専門学科の間に一貫性を欠き専門的知識技術の学習を強化するため一部に変則的運営を行うものがあるなど、新制度自体に運営上の無理が既に露呈されている。故に大学専門学校別の存した旧学制がむしろ好ましいとの声さえ起こっている」（横浜国立大学、pp. 193-194）としている。

その2年後の1954年になると、批判はさらに鮮明なものになり、「当面教育改善に関する要望」として、「大学には学術研究、職業専門教育、教員養成等にそれぞれ重点を置く特徴ある性格を持たしめ、全国的画一性を排する」ことや「教育の効率化を図るため・・・一般教育と専門教育中基礎科目との調整を行い、それによって専門教育を一段と充実すること」、さらには「一部新制大学の年限短縮、あるいは一部短大と実業高校との一体化などにより五年制の職業専門大学とすること」など、政令改正諮問委員会とほぼ同趣旨の制度改革を提言している（同、p. 195）。

さらに、日本経済が戦後の復興期を終え、成長期に入り始めた1956年には、日本経営者団体連盟は、「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」を出し、「技術者養成のための理工系科大学教育の改善」をもとめている。そこでは「計画的に法文系を圧縮して理工系への転換を図る」べきだという意見と同時に、「将来の科学技術の進歩と産業技術の高度化に即応し、理工系大学院を強化して、専門科学技術者・上級技術者の育成に努める外、産業界の依託学生の制度を修士課程において認めるべきである」としており、産業界の目がようやく、理工系に限ってではあるが、大学院における専門職業教育の整備・充実の必要性に向けられ始めたことがうかがわれる（同、p. 199）。

これを受けるように、1957年には中央教育審議会が答申「科学技術教育の振興方策について」を出し、その中で、最重要の政策課題のひとつとして「大学院の充実」をあげている。その具体的な内容は「（1）高度の科学技術者と優秀な教育者・研究者を養成する大学院の任務の重要性にかんがみ、その施設・設備および教員組織を充実整備するとともに大学院学生に対する奨学資金を拡充増額すること。（2）大学院の修士課程においては、技術者養成の目標をも有することを明らかにするとともに、産業界の現職技術者を受け入れて、再教育する方途を講ずること」というものであり、理工系の技術者養成のための修士課程大学院の拡充整備が、ようやく政策課題とされ始めたことがわかる。

2. 学部教育から大学院教育へ

1) 学部教育中心主義

このように法学・工学の両分野、とくに工学分野の専門職業教育については、その整備充実を求めるさまざまな意見が、大学の外で強まりはじめていたが、大学関係者の間には、専門職業教育に

特化した大学院を作ること賛成する意見は、まだ少なかった。例えば当時の東北大学学長・高橋里美は、専門教育には3年が必要であるとしながら、それは大学の教育年限を5年に延長して行うべきだとし、大学院修士課程で行うことには強く反対している。当時の大学人の認識の一端を、端的に伝える文章と思われるので、以下に引用しておく。

「諸般の事情のために、すべての四年制大学を五年制に改めることはおそらく容易なことではあるまい。それが不可能ならば、せめて大学院を持つような有力なる大学だけでも五年制にして、広い一般教養の基礎の上に立って精深なる専門教育を施すべきではなかろうか。同じ新制でも医科大学（学部）は既に六年制を採っている。他の大学も必要とあらば五年制にして悪いという道理はあるまい・・・もし五年制大学は到底認められないというならば、学力低下を防止するために・・・一般教育を一年に短縮するのもやむを得ないと思う」（大学基準協会B，pp. 22-23）。

「修士コースに入学する学生には大体二種類があり、その一つは真に純粋なる研究を目的とし、できれば博士コースに進もうとするものであり、他は初めからその意図を持たず、単に就職ができなかったで、それができるまでの足だまりとして、またある種の就職には大学課程のみでは不十分だからそれを補充する場として、このコースを利用しようとするものである。この実情に鑑みて大学基準協会でも、最初の研究本位の修士基準を改定して、高級な専門技術の習得ということとその目的のうちに追加するようになったのである。これ実は一方大学院の性格を不純にするものであると共に、他方四年制大学だけでは就職にも学力不十分なることをある程度承認したものといえよう。それで国立大学のうちには、修士課程の一年を実質的には大学課程の中に編み入れているものもあると聞くが、これは表面上おかしな話である。それほど必要があるならば、むしろ修士課程を廃し、その代わり大学課程を五年にして、名実一致せしむべきではなかろうか・・・最も既に修士が出ていることでもあるし、強いて存置したいならば、今の修士コースの性格を変更して一年制の専攻科を置き、場合によっては二年のそれを置いて修士を出すようにするのもよからう」（同，pp. 26-28）。

文中、「修士課程の一年を実質的には大学課程の中に編み入れている」大学とは、京都大学の工学部をさしている。同大学は1955年から、「ガイダンスによって学部卒業生に修士課程を一年間修めることを勧奨し、五年制大学の主張に沿うような措置」をとっていた。これは工学の専門職業教育には2年では不十分であるところから、本来なら五年制大学にすべきところをやむをえず採っている措置であり、「修士課程進学に伴う学生の過大な経済的負担を軽減し、しかも新分野の開拓に必要な実力をもった卒業生を恒常的に多数社会に送ろうとする趣旨に外ならないが、法規の関係上制度として実現されるにいたっていない」のだと、当事者である京都大学の教授が述べている（同，pp. 189-190）。

このように工学の領域でも、専門職業教育の中心はあくまでも学部教育にあり、学部教育の延長上に、必要に応じて大学院教育をあわせて行っていけばよいという考え方が強く、それが大学院進学者の増加を待ちながら、実質的に修士課程大学院の「職業大学院」化を図っていくという、現実

的な政策を支えていくことになった。文部省が1957年の中教審答申を受けて進めるようになった修士課程大学院、とくに地方国立大学の工学系大学院の積極的な設置政策もあって、工学系大学院進学者の数は、その後、着実な増加をとげていくのである。

これに対して法学の場合には、学部卒業者のうち法曹を目指して国家試験を受けるものは少数派であり、しかも司法試験の合格者数の枠が限られていたことから、学部教育の年限延長論自体が強いとはいいがたかった。1966年には、多数の司法試験合格者を出してきた東京大学法学部が、法学教育の五年制案を検討していることが、新聞にスクープ報道され大きな話題になったが、当時の学部長が記者会見で配布した文書によれば、その意図は、次のようなものであったとされている。

「(ア) 二年間の専門課程では詰め込み教育にすぎる。卒業生の三割留年はその証拠である、(イ) 社会の高度発展、国家機能の拡大に伴い、教育すべき法学政治学の分野が拡大している、(ウ) 総合判断力を養成するため隣接科学の習得が必要である、(エ) ケースメソッドの採用、演習の充実、学生個別指導などが必要である、(オ) 教養課程の犠牲で専門教育を充実することはできない」(黒羽, p. 83)。

この案に対しては他大学、とくに私立大学側の強い反対があり、文部省も「どうしても実施したいならば、専攻科を設けたらどうか」という程度の消極的な反応しか示さず、東大法学部自身も「修士課程利用案」や「専攻科利用案」にまで後退し、この最初の具体的な5年制案は、結局、陽の目を見ることなく終わった(同, p. 83)。

こうして新制大学発足以来の専門職業教育の位置づけをめぐる問題は、医学・歯学の領域では学部教育の6年制、工学を中心とした理工系では4年制学部プラス修士課程2年、法学では4年制学部教育プラス予備校等での司法試験準備教育という、それぞれに異なる形でひとまず現実的な対応が図られることになった。しかし、それは問題の根本的な解決からはほど遠く、とくに学部段階の専門(職業)教育重視が(東大の法学部五年制案が指摘していたように)、修士課程の全体的な「職業大学院」化を阻むだけでなく、次第に一般・教養教育を圧迫し、やがては一般教育課程の年限短縮や廃止をもたらす一因となることは、あとで見るとおりである。

2) 修士課程大学院の設置

こうして専門職業教育は、基本的に学部中心に展開されることになるのだが、文部省は専門職業教育に特化した大学院の設置構想を、完全に放棄したわけではなかった。1963年の中央教育審議会答申「大学教育の改善について」は、「高等教育機関には、学問研究と職業教育に即して、おおよそ三つの水準が考えられる」として、

「(ア) 高度の学問研究と研究者の養成を主とするもの

(イ) 上級の職業人の養成を主とするもの

(ウ) 職業人の養成および实际生活に必要な高等教育を主とするもの」

の3つを挙げ、それぞれが大学院、大学学部、短期大学に対応するとしながら、大学院について次のように述べている。

「大学院には、修士課程と博士課程があり、その一つまたは両者が置かれている。修士課程は、

現在、博士課程と並んで、研究能力の育成を目的としているが、研究能力の高い職業人の養成も行なうようにすべきだという意見も強く、また現実にはこのような役割も果たしており、とくに最近ではこの種の教育に対する要望がますます高まりつつある。このような事情にかんがみ、博士課程においては、研究者の養成を主とし、修士課程においては、研究能力の高い職業人の養成を主とするものとすべきである。修士課程と博士課程の性格がこのようなものであれば、両者はこれを学部の上に並列させて置くのが適当であろう。しかし、修士課程を修了して博士課程に進学する積み上げ式も、大学院における専攻の性質、大学院の運営および学生指導のうえからみて、実情に即した面を持っている。よって、並列式と積み上げ式の両者を認めてよいであろう」（横浜国立大学、p. 65）。

高等教育機関を5つのカテゴリーに分ける、いわゆる「種別化構想」をはじめて打ち出したこの答申は、大学院を主とする高等教育機関の「種別」として「大学院大学」を挙げ、それを「高等の学術研究を行うとともに、高い専門職業教育を行うもの」と性格づけ、「主として高い専門職業教育を行う」ところである「大学」と区別している。つまり「高い専門職業教育」は学部段階だけでなく、大学院修士課程でも行うことができるものとされているのであり、そこには6年制の医学・歯学教育や、法学・工学などの学部段階で実際に行われている専門職業教育に対する配慮が、裏返せば専門職業教育を修士課程大学院の役割と言い切ることへのためらいが、うかがわれる。しかし同時に、答申には、修士課程のみの大学院を職業専門教育の場にしていこうという志向が、これまでにくらべていっそう明確に示されている。それは答申の「修士課程は、研究能力の高い職業人の養成を主な目的とし、修業年限は二年とするが、五年の学部の卒業者は一年で修了するものとする。博士課程は、修士課程と並列に又はその上に置く」という部分に端的に示されている。つまり、研究者養成志向の強い修士・博士の課程積み上げ型の大学院に対して、専門職業教育重視の修士課程大学院の設置を積極的に推進していこうというのである。

学部段階の専門職業教育はそのままに残し、より高度の教育が必要とされる、例えば技術者のような職業領域については、専門職業教育に特化した修士課程のみの大学院研究科の設置を奨励するという文部省の、2000年の「専門大学院」制度の発足まで続く政策の基礎が、こうしてようやく固まったとみてよいだろう。

文部省はこの中教審答申を受ける形で、実際に、職業人養成のための修士課程大学院の積極的な開設に踏み出し、国立大学についてみれば、1960年にゼロだった修士課程大学院研究科の数は、1970年には58にまで急増した。その内訳を見ると工学25、農学20、理学7、あわせて52の研究科が理工系で占められており、文部省の政策意図をはっきりと示す内容になっている（天野、p. 186）。

3) 大学院の自立化構想と「四六答申」

ところで、アメリカ的な職業大学院制度の成立を阻んできた現実的な条件の一つとして、大学院の組織的・財政的基盤の問題がある。わが国の大学院は人的にも物的にも、学部に全面的に依存した、学部の付属的な施設として成立し発展してきた。戦後の新しい発足後も長期にわたって、大学院の教員は事実上すべてが学部の専任であり、また独自の予算を認められることもなかった。大学

院が、実質的に研究者養成のみを目的とする「研究大学院」であり、学部と一体化した存在であったことを考えれば、それもさほど不思議なことではないというべきかもしれない。学部と切り離された独立の予算と専任教員を持つ、いわゆる「独立大学院」が出現するのは、1975年の東京工業大学総合理工学研究科の発足以後のことである。

ただ、事実上一体化していたとはいえ、教育研究活動上のコストがかかる大学院について、予算面での配慮が全く払われなかったわけではない。1956年の文部省令「大学設置基準」は、学部の組織について「教育上必要な学科目を定め、その教育研究に必要な教員を置く」「学科目制」と、「教育研究上必要な専攻を定め、その教育研究に必要な教員を置く」「講座制」の2つのタイプを認めているが、文部省はこれに対応する形で国立大学の学部・大学の組織を2種に分け、博士課程大学院の設置は講座制をとる学部・大学のみに認めるものとし、積算校費の額に講座制と学科目制とで差をつけるという形で、博士課程大学院をおく大学・学部に予算上の特別の配慮をしてきた。具体的に大学・学部の名称をみればわかることだが、講座制をとり、したがって研究者養成の機能を持ち、予算面で優遇される博士課程大学院をおくことを認められたのは、旧制の大学・学部（と医・歯学部）だけである。学科目制をとり、修士課程大学院の設置だけを認められた新制の大学・学部からすれば、これはあきらかに差別的な政策であり、それが専門職業人養成を目的とするはずの修士課程大学院においても、研究者養成への強い志向を生む一因となった。

それはともかく1960年代に入って、学科目制をとる地方国立大学の一部の学部について、修士課程大学院の設置が進むなかで、これら修士課程大学院についても（「修士講座」の名目で）積算校費の単価を引き上げるなど、予算面での一定の配慮がなされたものの、これら新設の大学院も、専任教員も独立の予算も持たない、学部依存的な研究科であることに変わりはない。ただ、こうした大学院の設置数の増加と規模の拡大がやがて、改めて大学院の学部と一体化した組織的・財政的基盤の問題を投げかけ、改革を求める強い力になっていったことを指摘しておく必要があるだろう。

1971年、中央教育審議会は、その後「四六答申」として知られることになる長大な答申を提出するが、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」という長いタイトルを持つこの答申は、大学院についても63年の答申をさらに発展させる形で、注目すべき改革構想を提起するものであった。

すなわち答申は、「現在の大学院については、これまでの施設・教員が学部と一体であり、大学院としての機能をじゅうぶん発揮できないので、これを学部から独立した機関にすべきだとの意見」を踏まえて、高等教育機関に「大学」「短期大学」「高等専門学校」「大学院」「研究院」の5つの種別を設けるべきだとしているのだが、このうち「大学院」についてはその性格を次のように説明している。

「学術の高度化と再教育の要請に応じ、特定の専門的事項について現行の大学院修士課程の水準に相当する教育を行うものであり、『大学』を修了した者および実務経験、自己研修等によりこれと同等以上の能力を身につけていると認められる者を対象とする課程のほか、再教育を求める一般社会人に対して、個別的な単位の履修を認める機能を持つものである。この機関が『大学』と併設されている場合には、特別に必要なある分野についてそれらを一貫する教育を行うこともあ

りうる。この機関を・・・『研究院』と制度上区別したのは、現行の大学院修士課程がいわば学部教育に接続する高度の専門教育を行うものであって、学術の研究修練を中心とする博士課程とは性格が異なること、社会の複雑高度化とともに、そこにおける教育を一般社会人にも開放する必要が増加したことなどによるものである」（横浜国立大学、p. 152）。

また「大学院」と「研究院」については「教育上の組織と研究上の組織とを区別して、それぞれ合理的に編成されることが望ましい」とし、とくに「博士の学位を受けるにふさわしい高度の学術研究を行う者の研究修練のための指導・管理組織」である「研究院」については「通常・・・専任の教員を含む教員組織をもつものとする」としている（同、pp. 156-157）。

ここにみられるのは、従来の大学院博士課程と修士課程を制度的に分離し、修士課程大学院を完全に「職業大学院」化していこうという構想である。1973年に新構想大学として設置された筑波大学は、こうした新しい大学院構想を忠実に具体化したものであり、そこでは専門職業教育を目的とした修士課程大学院が、博士課程大学院とも学部段階（の学群）ともまったく別の組織として、開設されることになった。また、先にふれた1975年の東京工業大学の独立研究科も、答申の「研究院」構想に沿ったものとみてよいだろう。

4）新構想大学から臨教審答申へ

ただ、大学院政策はその後、この「四六答申」の線を全面的になぞる形で展開されることにはならなかった。文部省が、答申に示された改革構想のいわばモデル大学として、何校か設置した新構想大学を、「職業大学院」の実験の場として活用をはかろうとしたことは、その代表格である筑波大学に地域研究、経営・政策科学、教育、環境科学と言った修士課程のみの、職業人養成を目的とする大学院研究科を次々に設置し、また、修士課程大学院重視の教員養成大学3校（上越・兵庫・鳴門の各教育大学）、技術者養成大学2校（長岡・浜松の各技術科学大学）を、いずれも新構想大学として新設したことからも、うかがわれる。

しかし既存の大学については、新領域の研究者養成を目的とした博士課程の独立研究科の数こそ、着実に増えていったものの、専門職業教育に特化した独立の修士課程研究科の新設は進まず、既存の専門学部の上に置かれる従来型の修士課程研究科の設置だけが、持続的に進められていくことになった。それは大学院の学部依存的な性格と、大学院段階の専門職業教育の性格の曖昧さが、依然として残された問題であり続けたことを意味している。文部省は1975年には、「大学院問題懇談会」を設置して、改めて大学院の振興方策の検討を求めたが、3年後に出された報告は全体として、改革の方向に批判的であり、拡充についても消極的であったとされている（黒羽、pp. 87-88）。

このように大学関係者の多くが、大学院制度の改革に消極的な態度をとり続けるなか、修士課程の職業大学院化は、1984年、当時の中曽根康弘内閣の下に設置された「臨時教育審議会」の審議の過程で再び、より鮮明な形で打ち出されることになった。すなわち同審議会の第二次答申（1986年）は、大学院の「修士課程は、（ア）研究者養成の一段階として、（イ）専門教育をさらに充実し、補強する場として、（ウ）高度の専門職の要請と研修の場としての役割を担っているが、今後の修士課程の在り方としては、（イ）と（ウ）の方向で整備と拡充を図る」として、「大学院の飛躍的充実と

改革」の第一項に、次のようにそれを明記したのである。

「社会の進展に伴って、今後、高度且つ創造的な教育・研究の場としての大学院は重要性を加え、それへの需要は増大すると考える。また学術研究の基盤を培い、我が国が国際的に積極的な役割を果たすためにも、大学院の飛躍的充実と改革は緊要の課題である。

ア．修士課程については、専門教育をさらに充実し、補強する場ならびに高度専門職の養成と研修の場として整備・拡充を図る。また、社会に開かれた弾力的な措置を積極的に講ずる。さらに、専門分野によっては修業年限の標準を一年とすることについても検討する。

．．．．．

エ．大学院の形態については、従来のあり方に加え、独立研究科等その多様化を促進し、また、固有の教員組織、施設・設備を強化する」

このうち「エ」については、さらに説明を加えて、「大学における大学院の位置付けを明確にし、大学院固有の教員組織、施設・設備を整備することが重要であり、このための財政的支援も積極的に講ずべきである」と、踏み込んだ提言をしていることが注目される（同、pp. 48-49）。

3. 大学審議会と大学院改革

1) 大学院制度の弾力化

臨時教育審議会での審議が1987年に幕を閉じた後、大学院改革を具体的の推し進めるための論議の場は、新たに設置された大学審議会に移された。その大学審での審議の基調は、これまでと同様に既存の大学院制度の枠内で、修士課程の整備・拡充を図る方向にあったが、ただ、いっそうの多様化と実践性の強化に対する要求が強まるなかでの整備・拡充は、制度の枠組みそのものの、よりいっそうの弾力化を求めずにはおかなかった。それは、大学審の大学院問題に対する最初の答申が、「大学院制度の弾力化について」（1988年）であったことに端的に示されている。中教審のそれを含めて、大学院だけを対象にした最初の審議会答申である、その「弾力化」答申の主要な内容は、以下のとおりである。

（1）**博士課程の目的**「社会の多様化、複雑化に対応し、博士課程において、大学等の研究者のみならず、社会の多様な方面で活躍し得る高度の能力と豊かな学識を有する人材を養成する必要がある、このことを博士課程の目的の上でも明らかにする」

（2）**修士課程の年限**「多様な形で大学院の活性化を推進していくため、修士課程の修業年限を標準2年に改め、個々の学生の業績等に着目して最短1年で終了を認めることもできることとする」

（3）**研究科の編制**「大学院における教育研究の高度化、活性化を図るため、その基本組織である研究科、専攻については、学部の編成の考え方等にとらわれることなく弾力的に編成しうることが明確にする必要がある」

（4）**教員の資格**「大学の教員については、専攻分野について特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上の高度の能力があると認められる者を広く社会に求め、これらの人材にも教員資格を

認めることとする」

(5) **教育の方法・形態**「各大学院がそれぞれの目的、性格に応じて、教育研究の内容を高度化、活性化し得るよう、教育方法、形態についても多様化、弾力化を図る必要がある」

(6) **修了要件**「高度専門職業人の養成を主目的とする修士課程においては、修士論文免除の特例を活用することが適当である」

このうち、「教育の方法・形態」についてはさらに、1) 修士課程で「社会人の受け入れを積極的にすすめていくため」の「夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導ができる」教育方法上の特例、2)「専ら夜間において教育を行う」修士課程大学院の設置認可、3) 修士課程での研究指導委託、4) 単位互換の促進、5) 大学院再入学者の既修単位の認定の5項目にわたって、具体的な「弾力化」の方策が提言されている。こうした一連の「弾力化」方策が大学院、とりわけ修士課程における専門職業教育の整備・拡充の容易化をめざしたものであることは、改めて指摘するまでもないだろう。この答申にもとづいて大学院設置基準の大幅な改定など、「弾力化」政策が具体化されるなかで、大学審議会は、大学院の量的規模の積極的な拡大政策を打ち出すことになった。

2) 高等教育計画と大学院政策

大学院、とくに職業人養成関連の大学院拡充の重要性が認識されるようになったのは、すでに触れたように1970年代に入るところからだが、それは文部省の高等教育計画が始まった時期でもあった。

1971年の中教審「四六答申」は、すでに見たように、制度改革の重要性こそ強調したが、量的拡充については「高等教育の拡充整備は、『大学院』、『研究院』の拡充が先行しなければ、教員の需給関係から行き詰まりを生じるであろう」と、大学の教員需要の観点から、それに配慮する必要があることを指摘するにとどまっていた（横浜国立大学、p. 182）。

これに対して、文部省におかれた高等教育懇談会が、1976年に出した報告書「高等教育の計画的整備について」（文部省大学局）は、「大学院の拡充整備」に一項を割き、大学院の規模は「昭和35〔1960〕年の学生数1.6万人から、昭和48〔1973〕年度4.6万人に増加している。この増加の大半は修士課程の拡大（2.4万人）によるものであり、専門分野別には、工学系修士課程の拡大（1.2万人）が著しい」としながら、「このような大学院の規模を学部学生数との対比においてみると、昭和48年度で3.0%であり、米国の13.2%（1971年）、フランスの12.4%（1968年）等と比較すれば、制度上若干の相違はあるが、我が国の高等教育における大学院の規模は、なお、かなり小さい」と指摘している。やがて大学院拡充の重要な理由の1つとされるようになる、国際比較の視点が、この時期に初めて登場してきたことに注目すべきだろう。

これに続けて、報告は次のようにのべている。

「高等教育は大衆化の趨勢にあるが、他方で学問内容の高度化や学問領域の専門分化の進行に応じ、より高度の教育研究の水準を求めて大学院へ進学する傾向が高まることは、一般的に予想される。また社会の複雑高度化等に対応して、高度の専門職業人の養成や社会人の再教育を行う大

学院の活動も高まるであろう。更に、高等教育機関の教員を含め、研究者の養成確保は、高等教育の拡大と学術研究の高度化に伴う重要な課題であり、また、国際的な学術交流の進展に伴い、外国人研究留学生の受け入れ拡大も図らなければならない。このような要請に応えるためには、今後、大学院の計画的な拡充を進める必要がある」

「一方、今日、我が国の大学院が社会に対してその機能を果たしている状況には、専門分野によって大きな相違がある。例えば、工学系の修士課程は、高度の専門職業人に対する需要等に応じて急速に拡大しているが、社会系の修士課程は、このような専門職業人の養成という形では、かならずしもその機能を果たしていないのが実態である。また、大学院の入学者数は、全般に定員をかなり下回っているが・・・定員と入学者の比は、専門分野によってかなり状況が異なっている・・・それは少なくとも、今日の大学院における教員組織や施設設備、研究費等の教育研究条件がなお不十分であり、大学院自体のものとして整備されていないこと、卒業者に対する社会の需要や評価が定まっていない分野が多いこと、これらの問題とも関連して、大学院が優れた学生にとって十分に魅力のあるものとは必ずしもなっていないこと等によるものといえよう」

「従って、今後の大学院の整備に当たっては、単なる現状のままで量的拡充を想定することなく、同時に、現在の大学院における教育研究の内容や条件について、今後の要請に対応し得るような改善、整備を図らなければならない。特に、教員組織については、格段の充実を図る必要がある。更に、入学資格、修業年限の弾力化など制度の改善を図り、また、学生の専攻選択の指導やその処遇についても十分配慮する必要がある」(文部省大学局, pp. 78-79)。

このように、「報告」では、国際比較の視点もさることながら、その後の大学院の規模拡大政策の推移を考える上で、いくつかの重要な指摘がなされている。その第1は、問題意識が全体規模だけでなく、分野別の規模にも及び、とくに工学系の順調な発展と対照的な、社会科学系の修士課程大学院の立ち遅れに注意が向けられている点である。それはやがて、専門大学院・専門職大学院の成立へといたる政策上の課題意識が、この時期に生まれたものであることを示唆している。第2は、定員の不充足問題への着目である。全体的な規模拡大を図るまえに、いまある定員の不充足状態を解消していかなければならない。そしてそれが、高等教育計画のなかの大学院関連の部分の、最重要の計画目標になっていくのである。

1975-1980年の第1期計画に続く、第2期計画(1981-1986)は、先に紹介した大学院問題懇談会の報告にふれながら、「修了者の社会への進路状況は必ずしも順調ではないこと、入学定員の充足率が低いこと、教育研究指導の内容についても改善、充実を図る必要があること」などを大学院の問題点としてあげ、「このような状況にかんがみ・・・内容の改善に重点を置くこととし、大学院(特に博士課程)の新設・拡充については慎重に対処することが適当」だとしている(大学設置審議会, p. 10)。

こうした「内容の改善」を重視し、規模拡大に慎重な方針は、1986-1992年の第3期計画にも引き継がれ、「大学院の現状については、入学定員の充足率、修了者の進路状況等に問題があり、大学院における入学者選抜や教育研究指導の在り方についても今後一層の改善工夫を加えていく必要は

あるが、既設の大学院の入学定員の見直し及びその有効な活用を図ることを検討しながら、専門分野によっては、必要に応じ、入学定員の増加を図ることも含めて、全体として、大学院の整備を進める必要がある」という、「量より質」的な方策の必要性が強調されている（同、IV頁）。

なお参考のために、この時期の大学院の実態を知るひとつの手がかりとして、専門分野別等の在学者数を表1、表2に示しておく。

表1 大学院の設置状況（1973年）

区 分			計	国立	公立	私立
大学院を置く大学			268	82	22	164
内訳	修士課程のみを置く大学		89	41	6	42
	博士課程を置く大学		179	41	16	122
研究科数			714	298	42	374
内訳	博士課程	修士課程の研究科	254	154	11	89
	博士課程	区分制博士課程の研究科	346	80	22	244
		5年一貫制博士課程の研究科	18	18	－	－
		後期3年のみの博士課程の研究科	6	5	－	1
		医歯学の博士課程の研究科	90	41	9	40
入学定員			40,837	23,339	1,816	15,682
内訳	修士課程		29,467	17,177	1,125	11,165
	博士課程		1,370	6,162	691	4,517
入学者数			25,871	16,356	1,090	8,425
内訳	修士課程		20,549	13,218	775	6,556
	博士課程		5,332	3,138	315	1,869
在学者数			62,000	37,941	2,737	21,322
内訳	修士課程		42,525	26,522	1,601	14,402
	博士課程		19,475	11,419	1,136	6,920
全大学数			458	96	34	328

注）入学定員，入学者および在学者数について

「修士課程」＝修士課程，区分制博士課程（前期2年の課程）および5年一貫制博士課程（在学者数にあっては，その1・2年次）

「博士課程」＝区分制博士課程（後期3年の課程）および医歯学の博士課程（在学者数にあっては5年一貫制博士課程の3～5年次を含む）

出典）『昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について一報告一』大学設置審議会大学設置計画分科会，1973年。

表2 大学院の入学状況（1973年）

1) 修士課程

区分		人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	家庭	教育	芸術	その他	計
国立	入学定員A	1,019	1,682	2,163	6,942	2,539	475	74	1,845	244	194	17,177
	入学者B	607	489	1,601	6,741	1,504	524	46	1,287	261	158	13,218
	充足率B/A	0.60	0.29	0.74	0.97	0.59	1.10	0.62	0.70	1.10	0.78	0.77
公立	入学定員A	130	215	116	308	126	80	42	9	99	—	1,125
	入学者B	82	57	101	249	97	69	14	5	101	—	775
	充足率B/A	0.63	0.27	0.87	0.81	0.77	0.86	0.33	0.56	1.02	—	0.69
私立	入学定員A	2,582	3,685	588	2,612	733	424	136	250	155	—	11,165
	入学者B	1,454	1,260	422	1,913	748	344	60	149	206	—	6,556
	充足率B/A	0.56	0.34	0.72	0.73	1.02	0.81	0.44	0.60	1.33	—	0.59
計	入学定員A	3,731	5,582	2,867	9,862	3,398	979	252	2,104	498	194	29,467
	入学者B	2,143	1,806	2,124	8,903	2,349	937	120	1,441	568	158	20,549
	充足率B/A	0.57	0.32	0.74	0.90	0.69	0.96	0.48	0.69	1.14	0.81	0.70

2) 博士課程

区分		人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	家庭	教育	芸術	その他	計
国立	入学定員A	335	522	724	1,538	363	2,486	7	121	30	36	6,162
	入学者B	301	202	531	529	245	1,186	5	97	19	23	3,138
	充足率B/A	0.90	0.39	0.73	0.34	0.68	0.48	0.71	0.80	0.63	0.64	0.51
公立	入学定員A	41	77	49	119	42	338	21	4	—	—	691
	入学者B	37	27	47	16	19	159	6	4	—	—	315
	充足率B/A	0.90	0.35	0.96	0.13	0.45	0.47	0.29	1.00	1.02	—	0.46
私立	入学定員A	703	910	218	681	76	1,852	2	55	20	—	4,517
	入学者B	464	284	68	105	23	891	2	31	1	—	1,869
	充足率B/A	0.66	0.31	0.31	0.15	0.30	0.32	1.00	0.56	0.05	—	0.41
計	入学定員A	1,079	1,509	991	2,338	481	4,676	30	180	50	36	11,370
	入学者B	802	513	646	650	287	2,236	13	132	20	23	5,322
	充足率B/A	0.74	0.34	0.65	0.28	0.60	0.48	0.43	0.73	0.40	0.64	0.47

注1)「修士課程」とは、修士課程、区分制博士課程（前期2年の課程）、および一貫制博士課程（医・歯学を除く）をいう。

注2)「博士課程」とは、区分博士課程（後期3年の課程）、および医・歯学の博士課程をいう。

注3)「工学」には、商船を含む。

出典)表1に同じ。

3) 大学院の規模拡大策

これに対して1991年の大学審答申「大学院の整備充実について」は、一転して大学院、しかも専門職業人養成のための大学院の積極的な規模拡大策を打ち出すものであった。

答申は「大学院は、基礎研究を中心として学術研究を推進するとともに、研究者の養成及び高度の専門能力を有する人材の養成という役割を担うものである。大学院の担うこれらの役割は、近年における学術研究の進展や急速な技術革新、社会経済の高度化・複雑化、国際化、情報化等の変化に伴い・・・重要性を増しつつある」として、(1)学術研究の推進と国際的貢献、(2)優れた研究者の養成、(3)高度な専門的知識、能力を持つ職業人の養成と再教育、(4)国際化の進展への対応の4つを、新時代の大学院に期待される役割としてあげている。文部省関連の審議会としては最初の、大学院問題に関するこの包括的な答申からは、大学院の重要性に対する従来の認識が、一変したとあってよいほどに改められたこと、なかでもこれまで研究者養成の陰に隠れていた専門職業人の養成機能が、大きくクローズアップされ始めたことがわかる。新しい大学院制度の発足以来、半世紀近くにわたって曖昧なままに残されてきた大学院の役割・目的が、ようやく明確に認識され、提示されるようになったのである。

この答申を受ける形で、半年後に出された答申「大学院の量的整備について」は、この点について更に具体的に、「量的整備に当たっての留意点」として「高度な専門的知識・能力を有する人材の養成への配慮」をあげ、「大学院は、大学等の研究者の養成を通じ、我が国の学術研究の発展に大きく寄与してきたが、近年では・・・社会の多様な方面で活躍し得る高度な専門的知識・能力を有する人材が求められており、今後は、このような人材の養成についても、大学院の積極的な貢献が期待されている。このため、大学院は、大学等の研究者養成だけでなく、このような社会的需要を的確に受け止め、社会の多様な方面で活躍し得る人材を養成する機関としてふさわしい教育研究指導の体制を整備していく必要がある」(高等教育研究会、p. 183)と述べている。

これまで既に、社会的な需要に応じて規模拡大をとげてきたが、今後更に「大きな人材需要が予想され」る工学系大学院の規模拡大もさることながら、この答申で注目されるのは、それが初めて、「人文科学、社会科学関係」の人材養成の必要性についてふれている点である。

「現在のところ、この分野について一般的には大学院の量的拡充に結びつくほど人材需要は大きなものとして顕在化していないが、高度の専門的知識・能力を有する人材の養成を目的とする分野、例えば、人間科学、カウンセリング、国際関係、地域研究、実務法学、社会情報システム、経営システム科学、現職教員のリカレント教育などについては、既に需要が顕在化しつつあり、今後、ますます増大するものと予想される。また、人文・社会科学における学際領域あるいは人文・社会科学と自然科学との学際領域の発展も予想され、それらの分野における人材需要が増加することが見込まれる。更に、職業上の知識のリフレッシュの必要性などから、人文・社会科学全般にわたる成人層の生涯学習のニーズも高まりつつある。このため、これらの需要動向を見極めつつ、これに対応するものについては、単に修士課程の拡充のみでなく博士課程を含めて逐次整備充実を図っていく必要がある」(同、p. 186)。

自然科学関係について、「全体としてはこの分野は大きな人材需要が予測され、特に修士課程につい

ては、既に入学定員を超えて学生を受け入れている場合が多く、かなりの規模の拡大が必要である」と述べるにとどまっているのと比べて、この答申が人文・社会科学系の拡充重視を、高い調子で訴えていることがわかる。

ただ、こうした新しいタイプの人材需要と結びついた大学院を、制度的にどのような形で、つまり専門学部の上に従来型の修士課程大学院として立ち上げるのか、それとも学部と関係のない独立大学院として開設して行くのかについて、答申は何もふれていない。新しいタイプの人材養成を目的に掲げる大学院を、それぞれに専門（職業）教育の長い伝統を持つ学部の上に、直接立ち上げることは難しい。といって、これから生ずるだろう人材需要を見込んで、独自の組織と財政基盤を持った大学院を設置することは、さらに困難である。すでにある学部教育の基礎の上に、その延長上に、一体化した形で修士課程研究科を開設すればよかった理工系大学院との大きな違いが、そこにはある。つまり、人文・社会科学系の専門職業人養成のための大学院の必要性を強調すればするほど、学部教育との関係をどうするのかを、改めて問い直す必要があることが、明確になってきたのである。

4. 専門職業教育の時代

1) 学部教育と専門基礎教育

実は、その学部教育について同じ1991年、大学審議会はきわめて重要な答申を出している。戦後の新制大学のもっとも重要な特徴とされてきた、一般教育課程の廃止と学部段階の教育課程編成の完全な自由化を求めた、「大学教育の改善について」答申がそれである。

戦後、長い間、わが国の大学は文部省の定める省令「大学設置基準」によって、学部教育の課程編成に厳しい枠をはめられ、それが大学の画一化・非個性化の主要な理由とみなされてきた。一般教育・専門教育各2年、一般教育の科目は外国語・保健体育のほか、人文・社会・自然の3領域にわたる科目を用意し、それらを必修とするという設置基準の規定については、その後、何度か規制緩和のための改定が加えられてきたが、一般教育と専門教育を分かち教育課程編成の大枠は変わらなかった。そして、知識の高度化や学問体系の変化が進むなかで、当初は年限の延長に向けられていた専門教育関係者の眼は、次第に一般教育の期間短縮を求める方向に向けられるようになったのである。4年間の学部教育の下方に向けて専門教育の充実が図られるなかで、一般教育の期間が実質的に、1年半ないし1年まで縮減された大学も少なくない。教育課程編成の自由化構想は、そうした現実を背景に登場してきたものである。大学審の答申は、

「開設授業科目については、大学設置基準上、一般教育科目、専門教育科目等の科目区分は設けないこととし、大学は、当該大学、学部及び学科（課程）の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成すること、教育課程の編成に当たっては、学部等専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養、総合的な判断力を身に付けさせ、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮することという趣旨を規定することとする」(高等教育研究会, p. 226)

としたあとで、以下のように付記している。

「このように、大学設置基準上開設授業科目の科目区分を整理することについて、これにより一般教育等を軽視する大学が出てくるのではないかと危惧する向きもある。本審議会としては、一般教育等の理念・目標はきわめて重要であるとの認識に立ち、それぞれの大学において、授業科目の枠組みにこだわることなく、この理念・目標の実現のための真剣な努力・工夫がなされることを期待するとともに、この点についての大学人の見識を信ずるものである」(同, p. 226)。

先にふれたような学部教育の現実からすれば、一般教育が軽視されるのではないかという大学審自身の内部にあったそうした「危惧」の念を、杞憂とばかりみることとはできない。審議会の委員の間には教育課程編成の自由化によって、4年間の教育課程をすべて一般・教養教育に当てる、アメリカの「リベラルアーツ・カレッジ」型の大学・学部の出現を期待する声もあったようだが、現実起こったのは、学部教育の専門(職業)教育支配の強化・貫徹であったことはよく知られているとおりだからである。

そしてこのように、学部段階で実質的に4年間を通じて、しかも自由に専門(職業)教育を行うことが可能だというのであれば、社会的な需要の定かでない、人文・社会科学分野の専門職業人養成を目的とした大学院を、積極的に開設する必要性はあまりないことになる。その意味で、同じ時期に進められることになった「大学教育改革」と大学院の拡充政策の間には、大きな不整合があったというべきだろう。

それから5年後の1996年に、大学審議会は「大学院の教育研究の質的向上に関する審議のまとめ」というタイトルの「報告」を提出し、大学院改革の進展状況をレビューして「現状の問題点」を洗い出し、「問題への対応方策」を記している。そのなかに設けられた「学部教育との関係」という項では、次のような注目すべき指摘がなされている。

「学術研究の進展や社会の高度化・複雑化を背景に、高度な専門教育を行う機関としての大学院の位置付けがますます強まる傾向にある。もとより大学院を改革するに当たっては、学部を含めて大学全体を改革する視点を持つべきであり、学部と大学院の役割を明確化した上で、学部教育の改革との関連から大学院の教育内容・方法を見直す必要がある。その際、大学院の分野や目的によっては、学部段階では専門の基礎を重視し、それとの関連で修士課程のカリキュラムや指導方法の工夫をする必要があろう。また、大学院の開設授業科目の内容の程度に応じた段階を明示すること、基礎学力に応じコース分けをすることなども求められよう。一方、大学院と学部の共通科目を設けるなどにより、優秀な学部学生に大学院の授業を受ける機会を広げていくことが望ましい」(同, p. 204)

ここからは、大学院での教育と学部教育との関係が、ようやく問題として意識され始めたこと、及びそのなかから学部での専門教育を「基礎」的なものに、つまり「専門基礎教育」に限るべきだという議論が、初めて出てきたことが知られる。修士課程大学院の職業大学院化を目指し、その拡大・発展を図ろうとすれば当然、学部段階での専門(職業)教育との関係が問題になってくる。一般教育課程が廃止され、学部段階の専門(職業)教育の強化が図られるなかで、戦後、新制度の大学・大学院の発足以来の問題が、人文・社会科学系の修士課程大学院の振興の問題とかかわって、新たな装いのもとに再度クローズアップされることになったのである。

2) 「21世紀の大学像」答申と専門職業教育

1987年の発足以来、専ら個別の具体的な改革課題を対象に審議を進めきた大学審議会は、1998年に「21世紀の大学像と今後の改革方策について」というタイトルの、包括的な答申を出した。この答申は、中央教育審議会以来のどの包括的答申よりも、大学院問題を重視したものになっている。しかも「今後の大学院の在り方としては、その教育研究水準の質的向上とあいまって、全体として研究者養成に加え、高度専門職業人養成の役割をもより重視した、多様で活力あるシステムを目指すことが重要である」というその一節にみられるように、大学院における専門職業教育の役割の重要性を、ことさらに強調している点に、大きな特徴がある。この問題に触れた主要な部分を引用しておけば、次のとおりである。

「国際的にも社会の各分野においても指導的な役割を担う高度専門職業人の養成に対する期待にこたえ、大学院修士課程は、その目的に即した教育研究体制、教育内容・方法等の整備を図り、その機能を一層強化していくことが急務になっている。

そのため、これまでの専門職業人教育の要請の充実と併せて、これを更に進め、特定の職業等に従事するに必要な高度の専門的知識・能力の育成に特化した実践的な教育を行う大学院修士課程の設置を促進することとし、制度面での所要の整備を行い教育研究水準の向上を図っていく必要がある。

高度専門職業人の養成に特化した大学院修士課程は、カリキュラム、教員の資格及び教員組織、修了要件などについて、大学院設置基準等の上でもこれまでの修士課程とは区別して扱い、経営管理、法律実務、ファイナンス、国際開発・協力、公共政策、公衆衛生などの分野において、その設置が期待される・・・

なお、大学院の修了と資格制度との関係では、現在、法曹養成制度改革が進行中であり、今後、法曹養成のための専門教育の課程を修了した者に法曹への道が円滑に開ける仕組み（例えばロースクール構想など）について広く関係者の間で検討していく必要がある。

さらに、幅広い分野の学部卒業者を対象として高度専門職業人の養成を目的とする新しい形態の大学院の在り方についても、今後関係者の間で検討が行われることが必要である」（高等教育研究会、pp. 72-73）。

このような提言の基底にある現状認識は、次のようなものであった。少し長くなるが引用しておこう。

「(ア) 高度専門職業人の養成と大学院修士課程

(a) 近年、一部の大学では、社会の要請に対応して修士課程に高度専門職業人の養成やリフレッシュ教育を行ういわゆる専修コースや実務能力の育成を重視した社会人向けの研究科が設置されつつあるが、修士課程全体としては従来の研究者養成のための教育内容・方法からあまり変わっていないとの指摘がある。他方、社会人の受け入れの進行に伴って、学生間の当該分野の習熟の水準の差の広がりが生じており、学生が大学院教育に求めるものも、先端的な知識であったり幅広い知識であったり、その一方、問題解決能力から実践的能力、実務的能力まで、多様に分化してきている。

(b) 国際的にも社会の各分野においても指導的な役割を担う高度の専門的な知識・能力を有する者の養成や再学習などに対する期待にこたえ、大学院修士課程は、今後、高度専門職業人養成の目的に即した教育研究体制、教育内容・方法等の整備を図り、その機能を一層強化していくことが急務となっている。

(c) すなわち、各大学院の修士課程が、その分野において職業人等が当面している課題や求められる職能、資格制度との関係や大学院がそこで果たすべき役割などをふまえ、養成しようとする人材を念頭に学生にどのような知識・能力を身につけさせることを目的とするかを改めて問い直し、その目的・役割を明確化し教育研究体制の整備を図る必要がある。さらに、それに即した体系的カリキュラムの開発・工夫を関係大学院が共同で行うなどの取組を一層推進する必要がある。

(d) 修士課程における高度専門職業人の養成を考える場合、大学における教育研究と社会における実践・実務との関係が重要な課題であり、教員養成分野を初めとする各分野において、実践・実務とのよりよい相互作用を目指し様々な交流が行われ、それが人材の養成のみならず大学における教育研究の広がり、豊富化につながっていくことが期待される。

(イ) 高度専門職業人養成に特化した実践的な教育を行う大学院修士課程の設置促進

(a) 今後、専門職業人養成の目的に即した教育研究体制等の整備を促進しその機能を一層強化するという観点から、制度面でも所要の整備を行い、大学院修士課程におけるこれまでの高度専門職業人の養成をさらに進めて、特定の職業等に従事するのに必要な高度の専門的知識・能力の育成に特化した実践的な教育を行う大学院の設置を促進し、且つそれぞれの大学院が質的に充実した教育研究を展開していくようにすることが必要である。

(b) 高度専門職業人の養成に特化した実践的な教育を行う修士課程については、その目的に即した質の高い教育研究を確保するために、大学院設置基準の上でも・・・一般の修士課程とは区別して扱うことが必要である。また、一定の規模以上の学生を擁する大学院にあっては、専任教員の配置等が必要である。

(c) この大学院修士課程においては、当該研究科等の目的・趣旨を学則等において例えば「○○などの高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする」と規定するなど、自らが高度専門職業人の養成に特化した大学院であることを対外的に明らかにすることが必要である。

(d) 高度専門職業人の養成に特化した実践的な教育を行う大学院修士課程は、例えば経営管理、法律実務、ファイナンス、国際開発・協力、公共政策、公衆衛生などの分野において期待される。それは、これらの分野にあっては、

- 1) 近年、我が国社会・経済の構造変化と国際的な相互依存関係、世界的規模での競争の中で、金融・経済・法制など各般の分野で国際社会の直面する新たな課題の解決と公正な国際的ルール作りや合意の形成に積極的に参画しうる人材の育成がとりわけ求められていること
- 2) これらの分野において、我が国の大学院修士課程は、理論と実務との関係あるいは資格

制度と学部・大学院との関係などから、世界的に高い評価を得ている米国等のいわゆるビジネススクール、ロースクール等と比較すると、その目的・役割としてそのような志向は薄かったが、近年変化が生じてきていること

- 3) 国際標準・ルールとその形成をめぐり、我が国あるいはアジア地域の特性に応じた枠組の形成に向けた我が国のとしての努力が課題となっていること

などから大学院修士課程はこのような要請に対応し、これらの分野において国際的にも指導的な役割を担う高度の専門的な職業人の養成を行っていくことが特に必要と考えられるからである。

(e) 高度専門職業人の養成に特化した大学院の修了者に授与される学位の在り方については、現行の修士とは異なる種類の学位（専門職学位）とすべきであるとの意見もあるが、国際的な通用性を考慮し、修士とすることが適当である・・・。

(ウ) 配慮事項

高度専門職業人の養成に特化した大学院の設置が期待される分野としては、当面、先にふれた分野が考えられるところであるが、今後の我が国社会の進展、当該分野における取組の状況等に応じ対応することが必要である・・・。

なお、高度専門職業人の養成に特化した修士課程の設置促進に当たっては、教育研究における理論と実務との接点という観点から、大学の教員と実務家との共同研究や大学の教員が一定期間実務を経験することの省令・支援が必要であり、これらにより当該学問分野の発展に新たな可能性を開くことにもなることが期待される。

(エ) 今後の検討課題

(a) 我が国の実情においては、米国等と違って大学院の修了が職業資格と直接的に結びついていないことなどから、課程の目的と養成される人材との関係は必ずしも明確ではないとの指摘もある。これに関して、現在、法曹養成制度の改革が進行中であり、今後、資格制度と関連して、法曹養成のための専門教育の課程を修了した者に法曹への道が円滑に開ける仕組み（例えばロースクール構想など）について広く関係者の間で検討していく必要がある。さらに、幅広い分野の学部の卒業者を対象として高度専門職業人の養成を目的とする新しい形態の大学院等の在り方等についても、今後関係者の間で検討が行われることが必要である。

(b) また、高度専門職業人の養成に特化した実践的な教育を行う博士課程に関しては、その在り方について今後検討することが適当である」（高等教育研究会、pp. 73-75）。

3) 「高度専門職業教育」の時代へ

表1、表2（pp. 18-19）に示した1973年当時の大学院に関する諸数値を、「21世の大学像」答申の出された1998年のそれ（表3、表4）と比較してみると、その15年間に生じた大学院の量的規模の拡大が、いかに大きなものであったかが知られる。

73年に6.2万人だった大学院在学者数は、17.9万人と3倍近くに増え、その低さが問題視されてきた入学定員の充足率も、修士課程では0.70から1.09へ、博士課程でも0.47から0.85へと大幅に上昇し、とくに工学系修士課程では定員超過が常態化して、98年には1.29倍に達した。それ以上に注目

されるのは、社会科学系の修士課程入学者の増加であり、入学者全体に占める比率こそ依然として低いものの、実数では1,806人から8,068人へと、4倍近くに急増した。

こうした大学院、とくに修士課程の規模拡大は、これまで研究者養成の一段階とみなされ、その意味で博士課程に従属的な位置におかれてきた、とくに人文・社会系の修士課程の性格を大きく変

表3 大学院の設置状況（1998年）

区 分			計	国立	公立	私立
大学院を置く大学			439	99	41	299
内訳	修士課程のみを置く大学		123	19	17	87
	博士課程を置く大学		316	80	24	212
研究科数			1, 148	396	87	665
内訳	博士課程	修士課程の研究科	358	139	36	183
	博士課程	区分制博士課程の研究科	642	171	40	431
		5年一貫制博士課程の研究科	22	19	－	3
		後期3年のみの博士課程の研究科	30	24	3	3
		医歯学の博士課程の研究科	96	43	8	45
入学定員			73, 660	41, 799	3, 447	28, 414
内訳	修士課程		55, 407	30, 684	2, 504	22, 219
	博士課程		18, 253	11, 115	943	6, 195
入学者数			75, 732	47, 299	3, 437	24, 996
内訳	修士課程		60, 241	36, 258	2, 633	21, 350
	博士課程		15, 491	11, 041	804	3, 646
在学者数			178, 829	113, 542	8, 054	57, 233
内訳	修士課程		123, 220	74, 035	5, 223	43, 962
	博士課程		55, 609	39, 507	2, 831	13, 271
全大学数			604	99	61	444

注1) 入学定員、入学者および在学者数について

「修士課程」＝修士課程、区分制博士課程（前期2年の課程）および5年一貫制博士課程（在学者数にあては、その1・2年次）

「博士課程」＝区分制博士課程（後期3年の課程）および医・歯・獣医学の博士課程（在学者数にあては5年一貫制博士課程の3～5年次を含む）

注2) 大学数は、放送大学を除く。

出典) 『21世紀の大学像と今後の改革方策について一答申—』大学審議会、1998年。

表 4 大学院の入学状況（1998年）

1) 修士課程

区分		人文 科学	社会 科学	理学	工学	農学	保健	家庭	教育	芸術	その他	計
国立	入学定員A	1,582	2,348	4,447	12,563	2,713	1,023	67	3,847	282	1,812	30,684
	入学者B	1,689	2,273	4,305	17,261	2,980	1,286	83	4,215	340	1,826	36,258
	充足率B/A	106.8	96.8	96.8	137.4	109.8	125.7	123.9	109.6	120.6	100.8	118.2
公立	入学定員A	226	400	332	806	149	236	44	26	221	64	2,504
	入学者B	182	303	339	963	136	276	98	12	253	71	2,633
	充足率B/A	80.5	75.8	102.1	119.5	91.3	116.9	222.7	46.2	114.5	110.9	105.2
私立	入学定員A	3,649	6,297	1,444	6,805	360	1,235	345	580	607	897	22,219
	入学者B	2,845	5,492	1,327	7,889	375	1,166	262	514	691	789	21,350
	充足率B/A	78.0	87.2	91.9	115.9	104.2	94.4	75.9	88.6	113.8	88.0	96.1
計	入学定員A	5,457	9,045	6,223	20,174	3,222	2,494	456	4,453	1,110	2,773	55,407
	入学者B	4,716	8,068	5,971	26,113	3,491	2,728	443	4,741	1,284	2,686	60,241
	充足率B/A	86.4	89.2	96.0	129.4	108.3	109.4	97.1	106.5	115.7	96.9	108.7

2) 博士課程

区分		人文 科学	社会 科学	理学	工学	農学	保健	家庭	教育	芸術	その他	計
国立	入学定員A	528	740	1,536	3,185	724	3,263	35	180	40	884	11,115
	入学者B	704	610	1,466	2,696	990	3,260	46	234	37	998	11,041
	充足率B/A	133.3	82.4	95.4	84.6	136.7	99.9	131.4	130.0	92.5	112.9	99.3
公立	入学定員A	68	125	133	160	72	276	77	5	10	17	943
	入学者B	70	98	116	116	40	317	17	6	7	17	804
	充足率B/A	102.9	78.4	87.2	72.5	55.6	114.9	22.1	120.0	70.0	100.0	85.3
私立	入学定員A	999	1,217	339	1,073	122	2,033	28	128	25	231	6,195
	入学者B	819	663	154	417	72	1,222	34	108	25	132	3,646
	充足率B/A	82.0	54.5	45.4	38.9	59.0	60.1	121.4	84.4	100.0	57.1	58.9
計	入学定員A	1,595	2,082	2,008	4,418	918	5,572	140	313	75	1,132	18,253
	入学者B	1,593	1,371	1,736	3,229	1,102	4,799	97	348	69	1,147	15,491
	充足率B/A	99.9	65.9	86.5	73.1	120.0	86.1	63.9	111.2	92.0	101.3	84.9

注1)「修士課程」とは、修士課程、区分制博士課程（前期2年の課程）、および一貫制博士課程（医・歯・獣医学を除く）をいう。

注2)「博士課程」とは、区分博士課程（後期3年の課程）、および医・歯・獣医学の博士課程をいう。

注3) 分野別の区分は、学校基本調査の専攻別区分とした。

出典) 表3に同じ。

え、一方では学部教育、他方では博士課程との関係の問い直しを迫るものであった。

よく知られているように、工学・農学を中心とした理工系大学院では、すでに修士課程修了者の雇用機会が安定化し、修了者の大部分が博士課程に進学することなく就職していく。ところが、人文・社会系の場合には、修士課程修了者の雇用機会は著しく限られており、しかも博士・修士の入学定員比が、大部分の大学院で2：1に設定されてきたことから知られるように、博士課程への進学機会も制約され、修士課程は事実上、博士課程への進学準備段階として機能してきた。博士課程への進学要件として修士論文が重視される一方で、いったん博士課程に入学を認められた後は博士論文の執筆意欲が低下する、博士課程の定員にあわせて修士課程の入学人数が制限される、さらには修士・博士両課程とも大量の過年度在学者（いわゆるOM、OD）を抱える、といった人文・社会系に特徴的な現象は、こうした現実がもたらしてきたものである。そうした状況のなか、依然として雇用機会の不安定なままに進行し始めた入学人数の増加は、人文・社会系大学院にいやおうなく修士課程と博士課程の関係、なかんずく修士課程の性格・教育目的の明確化を求めるものであった。「21世紀の大学像」答申は、ひとつにはそうした現実を踏まえ、その変革を求めて修士課程大学院の改革構想を打ち出したのである。

4) 人文・社会系の独自性

しかし、答申も認識し、指摘しているように、人文・社会系大学院の問題は単純ではない。何よりも、理工系の場合、人材需要が着実に学部卒から大学院修士課程修了者に、つまり答申の言う「高度専門職業人」に移行し、一部の業種・職種では修士卒が採用の主流になってきたのに対して、人文・社会系の場合には、人材需要は依然として、圧倒的に学部卒中心のままである。それだけでなく同じ専門職業教育といっても、理論と実践が結びついた、しかも体系的で構造化された教育課程を持ち、したがって学部教育と連続的な、しかしより高度の大学院教育を構築しやすい工学系などと違って、人文・社会系の場合には学部段階の専門職業教育自体が、体系的・構造的で実践的であるとはいいがたく、その延長上に連続的に「高度」専門職業教育のカリキュラムを設定しうる状況にはない。言い換えれば、人文・社会系修士課程の「高度専門職業人」の養成機関化に、既存の大学院の改組・再編だけで対応することは難しい。答申がそれとは別に、「高度専門職業教育」に特化した、従来のそれとは著しく異なる、新しいタイプの修士課程大学院の制度化構想をうち出したのは、そのためと見てよいだろう。

いま、1998年度の『全国大学一覧』を見ると、社会科学系の修士課程研究科のうち、職業人養成と関連の深いと思われるものとして、社会情報、総合政策、総合政策科学、政策科学、地域政策学、地域政策科学、公共政策、経済・社会政策科学、国際開発、アドミニストレーション、経営・政策科学、経営情報学、流通科学などの研究科名が挙げられている。そのほとんどが、1973年当時にはなかった研究科名であり、政策・管理・経営などの分野の「高度専門職業人」養成に、大学がようやく取り組み始めたことを物語っている。

しかし研究者養成中心に編成されてきた「大学院設置基準」と、それにもとづいて設計された修士課程の教育内容・方法が、「高度専門職業人」養成という目的と期待を、十分にみたすものでなか

ったことは、答申が前掲の大学院設置基準の改訂に触れた部分（（イ）の（b））で、「1）授業・研究指導の柱としてケーススタディ、フィールドワークなどを取り入れることにより実践性を担保するカリキュラムの工夫、2）実務経験のある社会人を相当数教員として迎えるなど教員の資格や教員組織の在り方についての配慮、3）修了要件として、修士論文に代えて特定過大研究を原則とすることや課程制大学院の趣旨を重視する観点から30単位を超える単位数を課すこと」（74頁）などを、改訂の主要な課題としてあげていることからもうかがわれる。また新設された、これら「高度専門職業人」養成型の研究科もその範囲が依然として限定的であり、国際的な人材需要の動向に照らして不十分と考えられていたことは、答申が挙げている人材養成の分野（（イ）の（d））をみれば明らかだろう。

こうして、文部科学省は答申に基づいて設置基準の改定を行い、新たに「専門大学院」に関する規定を設けることになった。設置基準の第31条「大学院には、高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を専ら養うことを目的として、とくに必要と認められる専攻分野について教育を行う修士課程を置くことができる。2 前項に規定する修士課程を置く大学院は、当該修士課程に関し、専門大学院と称することができる」がそれである。

これに附随して、1）教員組織については「教員のうち相当数は、専攻分野における実務の経験を有する者となるよう配慮しなければならない」、2）教育課程については「その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、討論、現地調査その他の適切な方法により授業を行うなど適切な配慮をしなければならない」とされ、また3）修了要件の特例として通常の「修士論文の審査」を「特定の課題についての研究の審査」で代えることができるようになった。

「一般大学院」とは制度的に区別される「専門大学院」の設置が、これによって認められることになったのである。但し、それには「とくに必要と認められる専攻分野」という枠がはめられていることに注意すべきだろう。その「専攻分野」が、答申に例示された諸分野であることは、改めて言うまでもあるまい。

5. 専門大学院から専門職大学院へ

1）専門大学院の発足

改訂された設置基準に基づいて2003年までに開設された専門大学院の名称は、次のとおりである（カッコ内は入学定員）。

経営管理・技術経営

一橋大学 国際企業戦略研究科 経営・金融専攻（85）

神戸大学 経営学研究科 現代経営学専攻（54）

九州大学 経済学教育部 産業マネジメント専攻（45）

青山学院大学 国際マネジメント研究科 国際マネジメント専攻（100）

芝浦工業大学 工学マネジメント研究科 工学マネジメント専攻（28）

早稲田大学 アジア太平洋研究科 国際経営学専攻（150）

会計

中央大学 国際会計研究科 国際会計専攻 (100)

公共政策

早稲田大学 公共経営研究科 (50)

公衆衛生

京都大学 医学研究科 社会健康医学系専攻 (22)

九州大学 医学系教育部 医療経営・管理学専攻 (20)

開設された専攻のこうした具体的な内容を見ると、1) 制度の発足(2000年)からまだ3年ということがあるにせよ、全体で10専攻という開設数は意外に少ない、2) 答申に「とくに必要と認められる専攻分野」として例示された分野に限定されている、3) 広義のビジネス・マネジメント系が多数を占めている、4) 私立大学は独立研究科、国立大学は独立専攻の形をとっている、5) 国立の場合、入学定員が小さい、などの特徴を見ることができる。4)と5)は互いに関連しており、総じて国立大学(ということは文部科学省)が「専門大学院」の設置に必ずしも積極的ではないこと、また私立大学にとっても新しい教育分野として経営上、十分に魅力的な制度とはいいいがたいことをうかがわせる。

しかし何分にも、専門大学院は制度として発足したばかりであり、それがどのように成長を遂げていくのか、またこれまで「一般大学院」の枠内で行われてきた同種の専門職業教育の場、とくにビジネス・マネジメント系の研究科・専攻にどのような衝撃が及ぶのか、専門大学院への制度変更を求める研究科・専攻が現れるのかなどについては、時間をかけて見きわめる必要があったと考えべきだろう。

実際に「21世紀の大学像」答申の2年後、大学審議会の最後の答申として出された「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」(2000)も、「学部段階における幅広い教養教育を基礎とした専門大学院の充実による高度専門職業人の養成」という見出しで、次のように述べている。

「社会、経済の構造変化と国際的な相互依存関係、世界的規模での競争の中で、職業人として指導的な役割を果たす人材を育成するためには、学生に、幅広い教養を身に付けさせた上で、職業上必要な高度な専門的知識・技術を習得させることが重要である。このため、学部段階において、広い視野を持った人材の育成を目指す教養教育を中心とした教育プログラムの提供を推進しつつ、専門大学院の設置を促進し、学部と大学院を通じて高度専門職業人を養成するシステムを確立する必要がある。また、学部段階における幅広い教養教育を受けた者を対象として、専門職業人の養成を目的とし、職業資格との関連も視野に入れた新しい形態の大学院制度を検討するとともに、このことと関連していわゆる専門職学位の創設についても検討する必要がある」(高等教育研究会, pp. 132-133)。

ここには、専門大学院制度の確立への強い期待がこめられているとみてよい。しかし同時に注目されるのは、その期待が学部段階の教育、とくに教養教育の重視と関連付けられている点である。1991年の大学設置基準の大綱化が、おそらくは期待に反して、国立大学の教養部解体に象徴される「教養教育」の弱体化を招いたことは、すでに指摘したとおりである。「グローバル化」答申は、国

際化や国際競争の激化と関連付けてこの問題を取り上げ、国際的に通用する、教養ある高度専門職業人の養成こそが専門大学院の役割であるとし、そうした視点から学部教育の見直し、教養教育に特化した学部教育に対する期待を表明したのである。

しかし、専門大学院制度は成熟に必要な、また一般大学院や学部教育に変革をもたらすに十分な時間を持つことができなかった。それは何よりも、司法制度改革の一環として具体化し始めた法科大学院（ロースクール）構想の出現が、発足したばかりの専門大学院制度を直撃し、その抜本的な改革を求めるものであったからである。

大学審議会は、そのロースクール問題を、全く視野の外に置いていたわけではない。それどころか、「法科大学院」の制度化の経緯をたどってみると、大学審の答申自体がその重要な契機、あるいは触媒のひとつになっていることがわかる。

すなわち、すでにみたように、1998年の「21世紀の大学像」答申は、「今後の検討課題」として「法曹養成制度の改革が進行中であり、今後、資格制度と関連して、法曹養成のための専門教育の課程を修了した者に法曹への道が円滑に開ける仕組みについて広く関係者の間で検討していく必要がある」とし、また「幅広い分野の学部卒業者を対象として高度専門職業人の養成を目的とする新しい形態の大学院等のあり方についても、今後関係者の間で検討が行われることが必要である」としていた。

また、上に見たように、2000年の「グローバル化」答申も、「職業資格との関連も視野に入れた新しい形態の大学院制度を検討」し、「関連していわゆる専門職学位の創設についても検討する」必要があることを指摘していた。それだけでなく、専門大学院の想定する「とくに必要と認められる専攻分野」の中には「法律実務」も含まれていた。

ところが、そうした大学審答申に触発されながら「法科大学院構想」が急浮上し、具体化していくなかで、それが、専門大学院制度の枠を大きくはみ出すものであることが、次第に明らかになっていくのである。

2) 法科大学院構想の登場

法曹養成制度の改革の必要性が、本格的に議論され始めたのは、1990年代に入るところからである。その議論は当初、法曹人口拡大と、それと不可分の司法試験制度改革の問題に集中していた。法曹養成のもっとも基底的部分であるはずの、法学教育に関する問題関心は、けっして高いものではなかったのである。

すでに見たように、法学教育については、戦後の改革によって3年から2年に短縮された教育年限の再延長案が、真剣に議論された時期があった。しかし、高等教育の大衆化が進み、また法学部自体の入学者数が急速に増加し4万人を越える中で、法曹の養成数（司法試験合格者数）が長く年間500人程度に抑制されてきたことは、年限延長論を低調化させ、法曹の国家資格試験を目指す「ロースクール」型の法学部教育の発展を阻む、大きな原因になってきた。しかも大学法学部での専門教育だけで、最難関の国家試験とされた司法試験を突破するのは事実上不可能であり、法曹の道を目指す受験者たちは自力で、あるいは予備校に通って受験準備を、しかも何年にもわたって続けるという、言い換えれば法曹養成のための教育が事実上、大学法学部の外で行われるという奇妙な現実

が、長年にわたって常態化してきた。

しかし、90年代に入って活発化した司法制度の改革論議の結果として、法曹の養成枠が若干ではあるが拡大に向かったことは、こうした状況に一石を投ずるものであった。大学法学部の間に、予備校に奪われた法曹のための準備教育を、大学院における専門職業教育を整備することで、取り戻そうとする動きが生まれたのである。

法曹の養成問題に触れ、また「法曹実務」を「専門大学院」の目指すべき分野のひとつにあげた大学審答申は、そうした大学側の動きをさらに刺激する役割を果たした。大学審議会の「答申以前の数年の間に、一部の大学は大学院大学化、従来の研究者養成とは別に法律専門職を志す学生のための大学院専修コースの設置、それに伴う大学院の定員拡大など、大学院改革を進めてきていた。更なる展開のひとつの選択肢として、専門大学院の法曹養成が本答申によってクローズアップされることになった」と、法学関係者のひとり述べている（法律時報・法学セミナー編集部，221頁）。

1999年に内閣に司法制度改革審議会が設置され、また文部省内にも「法学教育の在り方等に関する調査協力者会議」が設置されると、こうした動きは一気に加速され、大学を含めたさまざまな団体から「ロースクール」構想が提示されることになった。その概略は、次のように整理されている（同，pp. 232-237）。

（1）**ロースクール**「大まかに共通の前提とされているのは、現在の大学法学部とは別に、大学院前期課程を中心に大学院設置基準にいう専門大学院として法曹養成に特化した課程（独立大学院ないし研究科）を設置し、その大部分は法曹となるようにする」

（2）**入学定員**「ロースクールを修了した者に何らかの試験を課してその合格者に法曹資格を認めるものと想定されている」「試験の合格率をどの程度に設定するか・・・あまり低い合格率ではロースクール化の意味がなく、あまりに高いときには法曹の質が低下する——多くの意見では、合格率7・8割という数字が挙げられている」。（ここから逆算される）「総定員をどの大学にどのように配分するか・・・文部省と法務省などによってロースクールの設置数を決定し、一定の基準に従ってこれを各大学に割り振るというもの」と「設置数を予め限定することなく、ロースクールに必要とされる諸基準を満たしたものは認可し、その後は基本的に自由競争にゆだねるべきだとするもの」とがある。

（3）**入学資格**「典型的なのは、学部の3年次から「法曹コース」のようなものを設け、事実上そのコースからの進学者だけを（あるいは優先的に）ロースクールに受け入れるという考え方である」。「他大学法学部出身者にも一応は受験資格を設けているが、法学部以外からの入学は学部3年次への編入ないし学士入学が求められている・・・構想されているのは、結局、学部の2年間とロースクールとを結合した4年間で充実した法曹養成の教育課程を実現しようとの発想によるものである」。これでは「入学者が事実上当該大学の法学部出身者によって占められ・・・有力な大学法学部への受験競争が引き伸ばされ、2年次の「法曹コース」への選抜競争へと繋がりが、ロースクールは閉鎖的な性格のものとなり、その学生構成においても多様性を欠く結果となろう」。「問題は履修年限にも関連するが、必要十分な教育が可能であることを前提として、ロー

スクールはその大学の法学部の卒業者以外の者にも広く開かれていなければならない」

(4) **入学試験**「各ロースクール独自の試験を前提としているが、それに加えて、アメリカのLSATのような全国統一テストの導入を想定してその成績との総合評価を構想するものが多い」

(5) **教育年限**「多くの案が現行の大学院前期課程の標準的な年限である2年をロースクールの年限とするようになってきて」いるが「はたして2年間で十分かは疑問である」。「それを補うために学部3・4年次との連結が提案されることもなっている。しかしその場合には学部2年次での「法曹コース」への選抜の問題があるばかりか、それ以外の法学部学生に対する教育の内容と水準をどう設定するか、法学部以外の卒業者や他大学法学部の卒業者をどうロースクールに受け入れるかという問題を生じる」。「やはり、3年は必要ではないかと思われる。そしてその3年間は、法学部あるいは他の学部において基礎的ではあれ完結した専門知識を習得した後に積み上げられるところに意味がある」

(6) **教育課程と学位**（大学院設置基準の専門大学院に関する規定に配慮して）「どの構想案も充実した専門法学科目の教育を強調するほか、教育方法としてもソクラティック・メソッドによる講義、少人数の演習、エクスターンシップなどを取り入れるとしている」。「ロースクールを大学院前期課程と重ねた場合、その修了者に修士学位を認めるかどうかには、各案ともさして関心がないようである・・・ロースクールの修了要件として修士論文ないしリサーチペーパーを要求する東京大学などの案とこれを要求しない早稲田大学などの案とがある」

(7) **実務教育**「実務教育は司法研修所での集合修習を含む司法修習に依存し、ロースクールにおいては実務的視点を入れた法理論教育を行うとするものが多い。確かに、大学内に置かれるロースクールにおいて法律実務の教育・訓練を全面的に実施するという構想は、現時点では非現実的」である。「しかし、司法研修所の存続を前提とする場合も、基礎的な実務の訓練をロースクールの教育システムに組み込むことは可能であるし、また、望ましいであろう」

(8) **質の保証**「ロースクールにおける教育の「質」を担保するためには、そのための仕組みとして「外部評価」ないし「第三者評価」の機関を設置することが計画されている」。「専門大学院については、大学院設置基準によって「当該分野の高度職業人で広く高い見識を有するもの」による評価が義務付けられており、文部省や法曹3者の主導によってロースクールに共通の認証機関が作られる可能性もあるが、ロースクールの側からも、「ロースクール協会」のような組織を作り・・・教育の水準と内容についての自主的な検証を行う、というような動きが出てくることも予想される」

長い引用になったが、専門大学院制度に刺激・触発されたとはいえ、ロースクール構想が、それが想定したのとはいかに異質の、独自の性格を持つ、しかもきわめて具体的な内容を持って登場してきたかがわかる。法曹関係者の描く「ロースクール」像は、すでに構想の段階から、専門大学院制度の想定した大学院像をなぞったものではなく、具体化しようと思えばさまざまな点で、それを大きくはみ出さざるを得ないものだったのである。

それは何よりも、専門大学院がもともと、医師や法曹など、社会的に認知され確立された専門職

業人（プロフェッション）の養成を中心とした、アメリカ的な「プロフェッショナル・スクール」として設計されたものではないことに起因している。専門大学院が想定した専攻分野は、「法律実務」を除けば、いずれも国家資格試験と無関係な、しかもどう見てもわが国では社会的に認知され確立されているとはいいがたい、これから創出さるべき「高度専門職業人」（という定義も定かでない名称で呼ばれる人材）の養成にかかわるものである。「法律実務」自体、答申が「今後の検討課題」のなかで、ロースクール構想にふれていることから知られるように、法曹養成とは直接の関係のない分野として、あげられているにすぎない。

しかし、そうした専門大学院の制約された性格とかかわりなく、法学関係者自身が指摘しているように、「ロースクールへの動きは誰の予想をもはるかに超えるスピードで進行」（同、p. 237）していった。

3）専門大学院と法科大学院

2001年、大学審議会を引き継ぐ形で、中央教育審議会に大学分科会がおかれると、法曹養成のための大学院問題は、大学分科会の「法科大学院部会」と「大学院部会」の双方で議論されることになった。この時点ではすでに、1999年に設置された司法制度改革審議会の意見書「21世紀の日本を支える司法制度」が出されており、その中で「新たな法曹養成制度の整備」の必要性について、次のように述べられていた。

「これまでの大学における法学教育は、基礎的教養教育の面でも法学専門教育の面でも必ずしも十分なものとはいえなかった上、学段階では一定の法的素養を持つものを社会のさまざまな分野に送り出すことを主たる目的とし、他方、大学院では研究者の養成を主たる目的としてきたこともあり、法律実務との乖離が指摘されるなど、プロフェッションとしての法曹を養成するという役割を適切に果たしてきたとは言い難いところがある。しかも、司法試験における競争の激化により、学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、「ダブルスクール化」、「大学離れ」と言われる状況を招いており、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っている・・・

司法（法曹）が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立するためには、法曹人口の拡大や弁護士制度の改革など、法曹の在り方に関する基本的な問題との関連に十分に留意しつつ、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠である。そして、その中核をなすものとして・・・法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けることが必要かつ有効であると考えられる」。

その「法科大学院」の具体的な内容として、意見書はさらに1）標準修業年限は3年とする（短縮型の2年修了を認める）、2）法学部出身でない者や社会人等を一定割合以上入学させる、3）理論と実務の架橋を目指し、その修了者の7～8割程度が新司法試験に合格できるような充実した教育を行う、4）法科大学院の設置認可は広く参入を認める仕組みとする、5）適切な機構を設けて法科大学院に対する第三者評価（適格認定）を実施する、などの点をあげている。先に見たロース

クール諸案の共通部分を基礎に、そこで明らかにされた意見の対立点に一応の答えをだす内容になっていることがわかる。中教審大学分科会での審議は、こうした司法制度改革審議会の意見にどう対応するかを中心に、進められることになった。

法科大学院構想と専門大学院制度とのギャップは、大学分科会での審議の初期に作成された一枚の表(表5)に明らかである。そこにみられるように、修業年限・修了要件・教員組織・研究指導・学位など、構想された法科大学院は主要な部分で、専門大学院の規定の枠をはみ出しており、構想を実現するとすれば、専門大学院制度そのものの改革が必要になってくる。「法科大学院」が、アメリカのロースクールをモデルに構想されたことを考えれば、それは当然のことと言ってよいだろう。

アメリカの「職業大学院(プロフェッショナル・スクール)」とくらべれば、日本の「専門大学院」は、それが想定した人材養成の分野自体が物語っているように、いかにも中途半端な、性格の曖昧な制度にとどまっていた。そのアメリカの「職業大学院」なかでも、ロースクールはもっとも代表的、かつ伝統的なもののひとつである。大学院部会での議論は「法科大学院」構想に引きずられる形で、専門大学院制度の全面的な見直しと、その「専門職大学院」(日本のプロフェッショナル・スクール)への発展的解消をはかる方向に動いていった。

表5 現行の大学院と法科大学院(案)との比較

事項	現行の大学院	専門大学院	法科大学院(予定)
修業年限	修士課程: 標準2年 博士課程: 標準3年	修士課程と同様(標準2年)	標準3年(法学既修者は1年以下の短縮可能)
修了要件	修士課程: 30単位+研究指導+修士論文審査 博士課程: 研究指導+博士論文審査	30単位+研究指導+特定課題研究成果の審査	・3年以上の在学で93単位以上の単位取得 ・法学既修者は1年以下(30単位以下)を免除
教員組織	・一定数以上の研究指導教員を必置 ・実務家教員の必置規定なし ・研究指導教員1人当たりの学生の収容定員が20人以下(法学系)	・通常の修士課程の2倍の研究指導教員を配置 ・専任教員一人当たりの学生収容定員を2分の1として算出 ・専任教員中に実務家教員を相当数配置	・高度の教育上の指導能力が認められる者を配置 ・研究指導教員の配置を要しない ・専任教員のうち実務家教員を2割以上 ・専任教員1人当たりの学生収容定員が15人以下
授業方法	明確な規定なし	事例研究, 討論, 実地調査その他適切な方法による授業	・事例研究, 討論, 調査, 現場実習その他の適切な方法による授業 ・少人数教育を基本
研究指導	研究指導の実施が必須	同左	研究指導を必須としない
第三者評価	規定なし	外部評価を義務付け	継続的な第三者評価(適格認定)を義務付け
学位	博士, 修士	修士	国際的通用性も勘案しつつ, 既存の修士・博士とは別の専門職学位を設けることを検討

4) 専門職大学院の出現

中教審大学分科会での審議の結果、2002年8月、「大学院における高度専門職業養成について」と「法科大学院の設置基準等について」の2つの答申が提出された。このうち「高度専門職業人」答申は、「専門職大学院」制度の創設にいたる経緯と認識を次のように述べている。長くなるが引用しておこう（中央教育審議会、pp.31-33）。

「我が国の大学院制度は戦後大きく変わり、博士のほか修士の学位が加わるとともに、課程制大学院の考え方が導入された。修士課程は当初、研究者養成という役割を担っており、博士課程の前段階という性格であったが、その後、修士課程の役割は多様化していき、社会の各分野で指導的役割を果たす人材の養成という役割をも併せ持つようになった・・・ただ、これまで、我が国の社会においては、米国のプロフェッショナル・スクールのように高度専門職業人養成に特化した教育を行う大学院設置に対するニーズが必ずしも高くなく、結果として我が国の大学院は・・・[研究者養成の]役割を中心とした発展を遂げてきた。大学院のなかには、工学系や薬学系などの大学院修士課程のように、社会的需要や科学技術の進展に応じて、研究者養成よりも技術者等の実務家養成の比重が大きな割合を占めるようになってきたものもある。しかし、全体としては現在の大学院は・・・研究者養成という役割に重点を置いた仕組みとなっており、実態面でも・・・高度専門職業人養成の役割を果たす教育の展開は不十分であった・・・

しかしながら、近年の科学技術の進展や急速な技術革新、社会経済の急激な変化と多様化、複雑化、高度化、グローバル化等を受け、大学院における社会的・国際的に通用する高度専門職業人養成に対する期待が急速に高まってきている。このような社会的要請は、特定の職業の実務に就いたり、職業資格を取得する者の養成についてのみならず、既に職業についている者や資格を取得している者が、更に高度の専門的知識や実務能力を修得できる継続教育、再教育の機会の提供に対するものも含め、さまざまな分野で高まってきている。我が国に置けるこうした高度専門職業人教育要請に対する課題と期待に適切にこたえていくためには、特定の職業等に従事する上で必要となる高度の専門的知識の習得や能力の育成等の実践的な教育を充実させることがきわめて重要である」

「こうした大学院における高度専門職業人養成の推進の一方策として、平成11年に、高度専門職業人養成に特化した実践的な教育を行う大学院修士課程として専門大学院制度が創設された。平成14年現在、経営管理、会計、ファイナンス、公衆衛生、医療経営の分野において、6大学に6研究科・専攻が設置されている。これらの専門大学院においては、国際的に活躍できる高度専門職業人養成のための積極的な教育が展開されており、その取り組みは社会的に高く評価されている」。

「しかし、今後、社会的なニーズの更なる高まりが予想される高度専門職業人養成を様々な分野において一層促進し、各職業分野の特性に応じた柔軟で実践的な教育を展開していくためには、制度面での位置付けの明確化も含め、現行の専門大学院制度を更に改善し、発展させていく必要があるとの要請が高まっている・・・

すなわち、専門大学院制度は、現行の修士課程の中の一類型として位置付けられているため、

その大学院で習得させる職業能力の如何にかかわらず、標準職業年限は2年とされている。また、従来の大学院修士課程における研究指導、修士論文との関係から、修了要件として特定の課題についての研究の実施に対する指導を行うこととしていること、この指導のために相当数の研究指導担当教員の配置を求めていること等、従来の大学院の枠内で制度設計がなされている。このような制度の枠組みが、さらに、様々な分野でその求められる能力に適した高度な専門職業人を養成するための実践的な教育を展開していく上で制約となることも指摘されている。

「現在検討が進められている法科大学院については・・・「法曹養成に特化した実践的な教育を行う学校教育法上の大学院」として位置付けることとされており、実践的な教育をより一層充実させる観点から、必要とされる標準教育年限が3年とされ、研究指導や特定課題についての研究成果をまとめることを必須とはしないなど、修業年限や修了要件等について現行の専門大学院制度とは異なる新たな制度を導入することが求められている・・・

以上のことから、今後、国際的、社会的にも活躍する高度専門職業人の養成を質量共に飛躍的に充実させ、大学が社会の期待に応じる人材育成機能を果たしていくため、現行の専門大学院制度をさらに発展させ、様々な職業分野の特性に応じた柔軟で実践的な教育を可能にする新たな大学院制度を創設する必要がある。

このような大学院においては、実務者の教員の参画等による実務界との連携・交流により実践的な教育を図るとともに、第三者による評価の導入により変化に応じた柔軟で質の高い教育を保証していくことが求められる・・・

また、この新たな大学院の修了者に対して授与する学位についても、修得した能力を適切に表すため新たな学位を創設することが適切である」

このように答申は、発足から数年を経たばかりの専門大学院制度の不備をつき、専門職大学院への発展的移行の必要性を力説している。しかし、一般大学院・専門大学院・専門職大学院・法科大学院それぞれの異同を示した答申の付表(表6)をみると、専門職大学院がいかに強く、法科大学院構想に影響されて制度化されたかがうかがわれる。つまり、「専門大学院」から「専門職大学院」への移行は、専門大学院自体の内発的な発展形態としてではなく、アメリカの「ロースクール」をモデルに司法制度改革の一環として突きつけられた、「法科大学院」構想との整合性をはかるために、必要とされたのである。

専門大学院の2年の標準修業年限は、専門職大学院では「専攻分野の教育内容等にふさわしい標準修業年限が定められるような柔軟な制度設計とする事を基本」にすると変わり(法科は3年)、研究指導や修士論文審査は不要になり、したがって研究指導教員の配置も不要化し、また新たに専門職学位(法科は法務博士)が授与されることになった。さらに、専門大学院が、大学院設置基準の一部改訂によって制度化されたのに対して、専門職大学院については、学校教育法を改正して新たに項を起こし、また別途、専門職大学院基準を定めたことは、はじめに見たとおりである。これによって、「高度専門職業人」養成のための大学院は完全に、「一般大学院」から独立した制度となり、それとともに、設置が期待される人材養成の分野も、事実上、自由化された。

表6 現行の大学院修士課程と専門職大学院との比較

事項	現行の大学院修士課程		専門職大学院	
	共通の仕組み	専門大学院の仕組み	共通の仕組み	法科大学院の仕組み
標準修業年限	2年	→同左	専攻分野の教育内容等にふさわしい標準修業年限が定められるような柔軟な制度設計とすることを基本	→標準3年、法学既修者は1年以内の短縮可能
修了要件	- 標準修業年限以上の在学 30単位以上の修得 - 研究指導 - 修士論文審査	→同左 →同左 →同左 ・特定課題研究成果の審査	→同左 ・30単位以上で各大学が定める ・必須としない ・必須としない	→同左 →93単位以上 →同左 →同左
教員組織	- 教育研究上必要な教員を配置 - 一定数以上の研究指導教員を配置 - 研究指導教員1人当たりの学生収容定員の上限を分野ごとに規定(法学系は20人以下) - 実務家教員の必置規定なし	→同左 ・通常の修士課程の2倍の研究指導教員を配置 ・通常の修士課程の研究指導教員1人当たりの学生収容定員を2分の1として算出 ・専任教員中に実務家教員を相当数配置	・専門職大学院の教育にふさわしい高度の教育上の指導能力が認められる者を配置 ・研究指導教員の配置を要しない ・今後最低基準を定める →同左	・法科大学院の教育にふさわしい高度の教育上の指導能力が認められる者を配置 →同左 →専任教員1人当たりの学生収容定員の上限は15人以下 →同左(概ね2割程度以上)
具体的な授業方法		・事例研究, 討論, 現地調査その他の適切な方法による授業	→同左	→同左
研究指導	研究指導の実施が必須	→同左	・研究指導を必須としない	→同左
第三者評価		・学外者による評価を義務付け	・各専攻分野毎に継続的な第三者評価を義務付け	・継続的な第三者評価(適格認定)を義務付け
学位	修士(〇〇)	修士(〇〇)	・「修士」「博士」の名称は含むが、既存の学位とは異なる、〇〇修士(専門職(学位))を授与。修業年限3年以上で法令で定める場合には、〇〇博士(専門職(学位))を授与。	・法務博士(専門職(学位))を授与。

「専門職大学院は、社会の各分野において国際的に通用する高度で専門的な職業能力を有する人材の養成が求められる各般の専攻分野で設置が期待される。国家資格等の職業資格と関連した専攻分野だけでなく、社会的に特定の高度な職業能力を有する人材の養成が必要とされている専攻分野、国際的に共通の水準の人材養成が必要とされるような分野等における設置が考えられる。現時点で、既に専門大学院として設置されている経営管理、公衆衛生・医療経営などのほか、法

務、知的財産、公共政策（行政）、技術経営などの分野で高度専門職業人養成に特化した大学院が構想されている。更に、将来的にはより広い分野で多様なニーズが増大していくことも想定されることから、専門職大学院の設置の対象は特定の専攻分野のみに限定しないこととする」（同、p. 35）。

「国際的に通用する高度で専門的な職業能力を有する人材」が、具体的にどのような職業人を想定しているのか定かではないが、「高度」の、つまり学部卒業者を入れる専門（職業）教育を目的に掲げ、所定の要件を満たしている教育機関であれば、「専門職」大学院として認可を得ることの可能な道が、こうして大きく開かれたのである。

6. 専門職大学院の現況と課題

1) 専門職大学院の発足

専門職大学院の発足とともに、これまでに開設されている専門大学院10校は、そのまま新制度の専門職大学院に移行することが決まっている。それ以外に、2004年春に新設されるのは、次の諸研究科・専攻である（カッコ内は入学定員）。

法科（別掲、表7）

国立20大学、公立2大学、私立46大学、計68大学（5590）

ビジネス・MOT

小樽商科大学 商学研究科 アン Entrepreneurship 専攻（35）

香川大学 地域マネジメント研究科 同専攻（50）

東京理科大学 総合科学技術経営研究科 同専攻（50）

法政大学 イノベーション・マネジメント研究科 同専攻（60）

明治大学 グローバル・ビジネス研究科 同専攻（80）

同志社大学 ビジネス研究科 同専攻（70）

会計・ファイナンス

早稲田大学 ファイナンス研究科 同専攻（125）

公共政策

東北大学 法学研究科 公共政策専攻（30）

東京大学 公共政策学教育部 公共政策学専攻（100）

徳島文理大学 総合政策研究科 地域公共政策専攻（10）

その他

天使大学 助産研究科 助産専攻（40）

京都情報大学院大学 応用情報技術研究科 ウェブビジネス技術専攻（80）

日本社会事業大学 福祉マネジメント専攻科 同専攻（80）

宝塚造形芸術大学 デザイン経営研究科 同専攻（40）

デジタルハリウッド大学院大学 デジタルコンテンツ研究科 同専攻（80）

表 7 2004年度開設の

	区分	大 学 院 名	研究科・専攻名	入学定員
1	国立	北海道大学大学院	法学研究科 法律実務専攻	100人
2	"	東北大学大学院	法学研究科 総合法制専攻	100
3	"	千葉大学大学院	専門法務研究科 法務専攻	50
4	"	東京大学大学院	法学政治学研究科 法曹養成専攻	300
5	"	一橋大学大学院	法学研究科 法務専攻	100
6	"	横浜国立大学大学院	国際社会科学研究科 法曹実務専攻	50
7	"	新潟大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	60
8	"	金沢大学大学院	法務研究科 法務専攻	40
9	"	名古屋大学大学院	法学研究科 実務法曹養成専攻	80
10	"	京都大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	200
11	"	大阪大学大学院	高等司法研究科 法務専攻	100
12	"	神戸大学大学院	法学研究科 実務法律専攻	100
13	"	島根大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	30
14	"	岡山大学大学院	法務研究科 法務専攻	60
15	"	広島大学大学院	法務研究科 法務専攻	60
16	"	香川大学・愛媛大学大学院（連合）	香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻	30
17	"	九州大学大学院	法務学教育部 実務法学専攻	100
18	"	熊本大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	30
19	"	鹿児島大学大学院	司法政策研究科 法曹実務専攻	30
20	"	琉球大学大学院	法務研究科 法務専攻	30
	国立計	20大学		1,650人
21	公立	東京都立大学大学院	社会科学研究科 法曹養成専攻	65
22	"	大阪市立大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	75
	公立計	2大学		140人
23	私立	東北学院大学大学院	法務研究科 法実務専攻	50
24	"	白鷗大学大学院	法務研究科 法務専攻	30
25	"	大宮法科大学院大学	法務研究科 法務専攻	100
26	"	駿河台大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	60
27	"	獨協大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	50
28	"	青山学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	60
29	"	学習院大学大学院	法務研究科 法務専攻	65
30	"	慶應義塾大学大学院	法務研究科 法務専攻	260
31	"	国学院大学大学院	法務研究科 法務職専攻	50
32	"	駒澤大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	50
33	"	上智大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	100
34	"	成蹊大学大学院	法務研究科 法務専攻	50

このように、2004年春には法科大学院5,590人、その他930人、それに現専門大学院654人、合計7,174人の入学定員を持つ新しい、しかも法科・経営管理系中心の専門職大学院制度が発足することになった。一般大学院における現在の入学定員が、社会科学系全体で約1万2千人、法学系が政治学や行政学を併せても約3千人であることからすれば、それが相対的にみて、いかに大きな規模を持っているかがわかる。

法科大学院一覧

	区分	大 学 院 名	研究科・専攻名	入学定員
35	〃	専修大学大学院	法務研究科 法務専攻	60
36	〃	創価大学大学院	法務研究科 法務専攻	50
37	〃	大東文化大学大学院	法務研究科 法務専攻	50
38	〃	中央大学大学院	法務研究科 法務専攻	300
39	〃	東海大学大学院	実務法学研究科 実務法律学専攻	50
40	〃	東洋大学大学院	法務研究科 法務専攻	50
41	〃	日本大学大学院	法務研究科 法務専攻	100
42	〃	法政大学大学院	法務研究科 法務専攻	100
43	〃	明治大学大学院	法務研究科 法務専攻	200
44	〃	明治学院大学大学院	法務職研究科 法務専攻	80
45	〃	立教大学大学院	法務研究科 法務専攻	70
46	〃	早稲田大学大学院	法務研究科 法務専攻	300
47	〃	神奈川大学大学院	法務研究科 法務専攻	50
48	〃	関東学院大学大学院	法務研究科 実務法学専攻	60
49	〃	桐蔭横浜大学大学院	法務研究科 法務専攻	70
50	〃	山梨学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	40
51	〃	愛知大学大学院	法務研究科 法務専攻	40
52	〃	中京大学大学院	法務研究科 法務専攻	30
53	〃	南山大学大学院	法務研究科 法務専攻	50
54	〃	名城大学大学院	法務研究科 法務専攻	50
55	〃	京都産業大学大学院	法務研究科 法務専攻	60
56	〃	同志社大学大学院	司法研究科 法務専攻	150
57	〃	立命館大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	150
58	〃	大阪学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	50
59	〃	関西大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	130
60	〃	近畿大学大学院	法務研究科 法務専攻	60
61	〃	関西学院大学大学院	司法研究科 法務専攻	125
62	〃	甲南大学大学院	法学研究科 法務専攻	60
63	〃	神戸学院大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	60
64	〃	姫路獨協大学大学院	法務研究科 法務専攻	40
65	〃	広島修道大学大学院	法務研究科 法務専攻	50
66	〃	久留米大学大学院	法務研究科 法務専攻	40
67	〃	西南学院大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	50
68	〃	福岡大学大学院	法官実務研究科 法務専攻	50
	私立計	46大学		3,800人
	合計	68大学		5,590人

こうした専門職大学院の出現は、わが国の高等システム全体に、衝撃といってよいほどに、大きな影響を及ぼさずにはおかない。なぜならそれは、単なる大学院制度上の問題、すなわち一般大学院との関係やあり方の問い直しの問題にとどまらず、学部と大学院の関係、とくに学部段階の専門（職業）教育と「教養教育」との関係、専門職学位の出現に伴う学位制度の問題、大学の内部組織や財政、入学者選抜、専門分野別の評価システム、授業料のあり方、専修学校との関係、大学間競

争の構造や大学間の序列など、高等教育システムの全体にわたって、多様な問題を投げかけるものだからである。

今回の「専門職大学院」の発足によって、一見、戦後の新しい大学制度の発足以来、半世紀余にわたって模索が続けられてきた「職業大学院（プロフェッショナル・スクール）」問題に、ようやく決着がつけられたかに見えるかもしれない。しかしそうではなく、それがさらに新たな問題を提起するものだということを、見逃してはならないのである。

2) 専門職大学院の提起するもの

それでは専門職大学院の制度の成立は具体的に、新たに検討を必要とするどのような問題を投げかけているのか。その主要なものを見ていくことにしよう。

まず第1に指摘しておかねばならないのは、専門職大学院制度それ自体にかかわる問題である。

この新しい制度の最大の問題点は、「質の保証」システムにあると思われる。規制緩和の時代の只中に生まれた専門職大学院制度は、「事前規制から事後チェックへ」の掛け声に忠実に、その設置基準を見てもわかるように設置者側の自由を重視した、きわめて柔軟性に富んだ開放度の大きい制度設計になっている。具体的にいえば、「高度専門職業教育機関」としての「質の保証」を文部科学省ではなく、大学自体、あるいは「第三者」に委ねる仕組みになっているところに、この専門職大学院制度の大きな特徴がある。学校教育法が、とくに一項を設けて「当該専門職大学院の設置の目的に照らし・・・教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする」（第69条の3）と定めて、「事後チェック」の必要性を強調しているのは、そのためである。

この学校教育法に明記された、文部科学省の認証を受けた評価機関による専門職大学院対象の「認証評価」制度については、当面、それが義務づけられているのが法科大学院のみだという点に、注意する必要がある。法科大学院の場合、その義務付けは、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」（2002年）によっても求められており、実際に法科大学院の発足以前に既に、評価機関の発足が予定されている。これに対して、他の分野の専門職大学院については当面の措置として、「外国の国際的に認められた評価機関の評価」を受けるか、「自己点検・評価の外部検証を実施し、その結果を公表し、且つ文部科学大臣に報告」すればよいことになっているのである。

規模の点でも、社会的な威信や教育水準の点でも、現時点で専門職大学院の主流を占めるのは、法科大学院である。医師と並んでもっとも伝統ある専門的職業人である法曹の養成にあたるこの大学院は、基礎になる学問体系も、職業人として必要とされる知識・技術も確立されたものであり、しかも国家資格試験との関係で、そこでの教育目標やそれを達成するための教育課程や方法も、明確に規定されている。それだけでなく、共通試験を含むきびしい入学者選抜や、「適格認定（アクレディテーション）」型の評価システムも、すでに用意されている。言い換えれば、設置基準とかかわりなく、よく整備された「質の保証システム」が、そこには既に準備されているのである。

しかし、これらはあくまでも法科大学院に限っての、特殊な条件であることを忘れてはならない。それ以外の専門職大学院は、すでに見た研究科・専攻名からも明らかなように、ほとんどが「専門

的職業（プロフェッション）」として確立され、社会的に認知されているとはいいがたい、専門家（スペシャリスト）と呼ぶほうがふさわしい人材の養成を目的としたものである。「高度専門職業人」としての教育について、学部段階からの積み上げや一般大学院の枠内での先行例が既に多くあって、経験や実績が十分な領域というのではない。それだけでなく、教員資格や教育課程について一定した明確な基準があるわけでも、資格試験制度との直接的な結びつきがあるわけでもない。

このことは、専門職大学院が真に社会的に必要とされる、また「国際的」に通用する「高度専門職業人」の養成機関へと成長し、卒業後の職業機会や経済的報酬を含めて制度として社会的に定着するまでには、（法科大学院は別として）長い道のりが必要であるだけでなく、法科大学院以上に新しい「質の保証システム」の整備が不可欠の課題であることを示唆している。学校教育法に書き込まれた「認証評価」制度を、もっとも必要としているのは、実は法科大学院以外の専門職大学院なのである。新制度発足の当面はやむをえないとしても、適用除外は早急にやめ、評価機関の立ち上げを中心に独自の「質の保証システム」の確立をはからなければ、専門職大学院における新分野の「高度専門職業教育」は、社会的信頼をかせげ、制度としての順調な発展を遂げることが難しいだろう。

3) 高等教育システムと専門職業教育

第2に、高等教育システムにおける専門職業教育の全体にかかわる問題がある。

現在、わが国の高等教育システムのもとで、専門職業教育は、おおよそ4つの系統に分かれて行われている。

1) まず医療系では医師、歯科医師、薬剤師、看護師など、最も伝統的な専門職業人の養成が、いずれも学部段階で完結的に行われている。医学・歯学は6年制、薬学・看護学は4年制だが、薬学については6年制への移行が決まっている。アメリカでは、これら医療系専門職業人はいずれも、職業大学院（プロフェッショナル・スクール）で養成されている。わが国でも、アメリカ的な、例えばメディカル・スクールへの移行論がないわけではないが、専門職大学院の制度化の過程で、医学関係者からの積極的発言はほとんどなく、また薬学部についても6年制学部論が支配的であり、新しい専門職大学院制度の活用による薬剤師養成論は聞かれなかった。

2) 技術系の、工業・農業などの産業技術者養成は、学部と修士課程大学院の双方で行われているが、次第にその重心は大学院段階に移り、修士課程の事実上の職業大学院化が進行してきた。技術者養成のこうした構造はアメリカでもほぼ同様だが、我が国の場合には、大学院進学者が増えるとともに、学部と大学院の間で専門職業教育の内容や水準を、どのように差異的に編成するか、専門基礎教育や教養教育をどうするかといった問題が浮上してきたにもかかわらず、これまで十分な対応のための努力がされぬままになっている。

3) 問題は、法務・経営・金融・会計・管理・行政といった、社会系の人材養成である。この領域では法曹や公認会計士のように、国家資格試験と結びついた専門的職業もあるが、大方はビジネスやマネジメント関連の新しい職業である。これまでこの領域での大学院段階の専門職業教育は（法曹や公認会計士を含めて）未発達であったが、アメリカのビジネススクールやロースクールなどの

影響を受けて、ようやくその制度化がはかられ始めたというのが現状である。法学部や商学・経営学部の例に見るように、この領域では、学部段階の教育自体が専門「職業」教育というにはほど遠く、実践性・実用性に欠けている。専門職大学院の拡充は当面、この社会系の領域を中心に進展していくものと思われるが、教育の内容もさることながら、(国家試験に結びついた公認会計士など若干の専門的職業は別として)わが国の企業の伝統的な雇用慣行が変わり、修了者の職業機会が大きく広がらない限り、この分野の急激な成長と定着は望みがたいだろう。

4) 最後に、次第に姿をあらわしつつある分野として、臨床心理・社会福祉・学校教育など行動(あるいは人間)科学系の専門的職業がある。学校教員は別として、その多くはわが国では新しい職業であり、体系的な教育課程の編成や資格試験制度の整備も、発展途上にある。専門職業教育は専ら学部段階で完結的に行われており、当面、専門職大学院制度を利用する必要性に欠ける。学校教員は、1970年代に新構想の教員養成大学院大学が3校新設されるなど、例外的に修士課程の職業大学院化がはかられてきた領域だが、資格制度との関連が弱いことから、十分な成長をみるにいたっていない。

このように現状ではわが国の高等教育システムの内部に、4つの専門職業教育の系統が並存しており、そのどれもが問題を抱え、制度的に安定した状態にあるとはいえない。それは何よりも、専門的職業の概念が社会的に著しく混乱していることに原因している。例えば今回の専門職大学院が「高度専門職業人」の養成の場という、曖昧な言葉で語られ、しかも最も確立された専門的職業である医療系の人材養成や、一般大学院の枠内で発展してきた技術者養成と無関係に制度化されたことは、その象徴的なあらわれと見てよい。

わが国の専門職大学院のモデル視されている、アメリカの「職業大学院(プロフェッショナル・スクール)」は、医師や法曹という伝統的な、確立された専門的職業人養成のためのスクールの整備・拡充に始まり、それを理想型として他の専門的職業のためのスクールが、次々に制度化される形で発展してきた。職業の専門職業化(プロフェッショナルライゼーション)の社会として知られるアメリカでは、職業大学院(プロフェッショナル・スクール)の開設が、ある職業集団の専門職業化の証しとみなされる、つまり専門的職業としての社会的認知が、職業大学院の設置によって裏づけられる、という関係が形成されてきた。専門職団体と職業大学院の間には、緊密な関係がつけられてきたのである。

これに対してわが国では、これまで見てきたように大学院レベルの専門職業教育は一般大学院の枠内で、しかも医療と法曹という最も重要な、確立された専門的職業人の養成と無関係に、進められてきた。それだけでなく医師会や弁護士会のような専門職団体と、専門職業教育機関との養成面での結びつきも弱い。そうした中での今回の専門職大学院の発足は、制度的に多元的な、混乱した状態を解決するよりもむしろ、さらに深める危険性をはらんでいるとみななければなるまい。

4) 一般大学院と専門職業教育

予想される混乱の、最も重要なひとつは、一般大学院の枠内での専門職業教育との関係である。文部科学省がこれまで、修士課程大学院の職業大学院化を政策課題としてきたこともあって、一般

大学院でも既に研究科や専攻レベルで様々な形で、専門職大学院のそれと類似した専門職業教育が行われている。しかし今回の専門職大学院制度の発足は、少なくともいまのところ、そうした二元的状況の解消に役立つと思われる、一般大学院から専門職大学院への移行の動きを引きおこすにいたっていない。一般大学院にくらべて、専任教員や実務家教員の数、教育課程など設置基準の点で、専門職大学院の設置基準の方がよりきびしいことが、その主要な原因になっているものと思われるが、裏返せばそれは、一般大学院の専門職業教育が、実践的・実務的な教育の面で低水準のままに、放置される可能性を示唆している。

その一方で、先に見た専門職大学院の具体的な研究科・専攻名称からも明らかなように、とくに今後増加が予想される、ビジネス・マネジメント系の専門職業教育については、アメリカのビジネススクールなどと違って、限定された特殊な専門領域の人材養成を研究科や専攻の名称を掲げるものが多い。この著しい専門特化もまた、一般大学院からの移行をためらわせる方向にだけでなく、他方では専修学校らの参入を奨励する方向に働く。専門職大学院と一般大学院、さらには専修学校との関係、それらの間の差異を明確にするためにも、一般大学院を含めた大学院制度全体の再検討が必要だろう。

予想されるもうひとつの混乱は、専門学部と専門職大学院、言い換えれば学部段階の専門職業教育と、専門職大学院におけるそれとの関係である。モデル視されているアメリカでは、日本と違って学部段階では専門学部制をとっておらず、教育の主目的は教養教育ないし一般教育と、低度の専門教育・職業教育におかれている。研究大学院と職業大学院の制度的な差異も明確で、組織的にも独立しており、学部段階でどのような専門・職業教育を受けてきたとかかわりなく、入学者を選抜し教育している。ところがわが国では、ことさらに「独立大学院」の設置が問題にされてきたことから知られるように、これまで長い間、学部と大学院は組織的にも人的にも、さらに言えば教育内容においても連続的であった。多くの大学院が事実上、専任の教員も独立の建物も、独自の予算も持たず、いわば学部の付属施設として運営されてきたというのが、その実態だったのである。

専門職大学院が、そうした現状から大きく一步踏み出し、まさに「独立大学院」として構想され、制度化されたのは重要な変化といってよい。しかし、ここでもまた、アメリカの職業大学院との大きな違いは、それが専門学部制、ひいては学部段階の専門職業教育を残したまま、そのあり方の問い直しを欠落させたままの制度化だという点にある。法科大学院の現実を見れば、そのことのはらんでいる問題・矛盾は明らかだろう。当初の構想では、法科大学院は出身学部の如何を問わず、独自の共通学力試験によって入学者を選抜し、法曹養成に特化した完結的な専門職業教育を行うことになっていた。しかし、学部段階の法学教育（法学部）がそのまま残され、法科大学院自体が完全に法学部から独立した人的・財政的基盤を持ちえないまま、発足しようとしている現状で、その構想はいくつもの修正ないし妥協を避けることができなかった。法学部卒業者を入れる2年制課程の開設や、入学時の法学学力試験の実施は、その端的なあらわれに他ならない。

専門職大学院の制度化にあたっては、それが学部教育の変革をもたらすのではないかという、期待があった。1991年の設置基準の大綱化、教育課程編成の自由化以来、学部教育は大きく専門（職業）教育重視に傾斜してきたことは、よく知られている。多くの大学で一般教育課程・教養部が廃

止され、専門（職業）教育の単位の増加と、共通・教養教育の縮減が一般化した。教養教育の再重視ないし復権を訴えた1998年の「21世紀の大学像」答申は、そうした現実に対する大学審議会の危機感を表明したものと見てよい。専門職大学院が発足し、出身学部とかかわりなく進学の道が開かれれば、学部段階の教育は一般・教養教育や専門基礎教育重視の方向に、大きく転換していくのではないか。法科大学院はまさに、そうした学部教育改革の尖兵としての役割を期待されて、制度化されたのである。それが、既にしてつまづきをみせていることは、上に見たとおりである。

薬学部の6年制化に当たっても、確かに教養教育の重要性は指摘されたが、年限延長の目的は何よりも、学部段階における専門職業教育の拡充にあった。多元的な、分裂した専門職業教育の現実を打開する方向で、問題の検討をはかろうという志向は、ほとんど見られなかったのである。

5) 学位制度の問題

最後に第3として、学位制度の問題にふれておこう。専門職大学院の制度化は、同時に専門職学位制度の発足を伴うものであった。

わが国の学位は長い間、学士を学位とせず、修士・博士の学位はその上に、例えば文学・工学などの専攻分野名を冠するものであり、冠しうる分野名称は学位規則に定められていた。規制緩和の一環として、その学位規則は1991年に改正されて学士が学位となり、同時に分野名称が自由化され、博士（経済学）や修士（電子工学）のように括弧書きされることになった。これによって、括弧書きされる専攻分野名称が一举に多様化したことは周知のとおりである。

これは一般大学院についての規定だが、それとは異なる設置基準による専門職大学院については、学位についても独自の制度を設ける必要があるというのが、中教審大学分科会の結論であった。2002年の答申「大学院における高度専門職業人養成について」は、この点について以下のように述べている。

「専門大学院は既存の大学院とは異なる目的・要件の下で設置されるものと位置付けることから、その目的である高度な専門職業能力を修得したことを表す適切な名称の新たな専門職学位を授与する」。そして検討の結果「「〇〇修士（専門職）」（例えば、経営管理修士（専門職））などのように、習得した職業能力を適切に表す専攻分野の名称を修士の前につけて表記し、既存の学位と区別するため、専門職学位であることを修士の後に付記することとする方向で新たな学位名称を表記することが適切と考えられる。また専門職大学院の専攻分野には多様なものがあり、標準修業年限が3年以上で法令上定める専門職大学院において授与される学位については「〇〇博士（専門職）」（例えば法務博士（専門職））や「〇〇博士（専門職学位）」（法務博士（専門職学位））などとするのが適当と考えられる」（中央教育審議会、pp. 36-37）

そして、専門職大学院についても生じたのは、学位名称の著しい多様化であった。法科大学院については答申にも例示されているように、既に2年制・3年制を問わず、修了者には法務博士号が授与されることになっている。それ以外の研究科・専攻については、どのような専攻名称を冠するかは、各大学の自由とされており、その結果、以下のような多様な修士号が授与されることになっている（カッコ内は研究科・専攻数、表8参照）。

表 8 専門職大学院（法科以外）

大 学 院 名	研究科・専攻名	設置 形態	開設年度 (平成)	入学 定員	学位
一橋大学大学院	国際企業戦略研究科 経営・金融専攻	国立	12年度	85	経営修士（専門職）
京都大学大学院	医学研究科 社会健康医学系専攻	国立	12年度	22	社会健康医学修士（専門職）
神戸大学大学院	経営学研究科 現代経営学専攻	国立	14年度	54	経営学修士（専門職）
九州大学大学院	経済学教育部 産業マネジメント専攻	国立	15年度	45	経営修士（専門職）
九州大学大学院	医学系教育部 医療経営・管理学専攻	国立	15年度	20	医療経営・管理学修士（専門職）
小樽商科大学大学院	商学研究科 アントレプレナーシップ専攻	国立	16年度	35	経営管理修士（専門職）
東北大学大学院	法学研究科 公共法政策専攻	国立	16年度	30	公共法政策修士（専門職）
東京大学大学院	公共政策学教育部 公共政策学専攻	国立	16年度	100	公共政策学修士（専門職）
香川大学大学院	地域マネジメント研究科 地域マネジメント専攻	国立	16年度	30	経営修士（専門職）
青山学院大学大学院	国際マネジメント研究科 国際マネジメント専攻	私立	13年度	100	経営管理修士（専門職）
芝浦工業大学大学院	エ学マネジメント研究科 工学マネジメント専攻	私立	15年度	28	技術経営修士（専門職）
中央大学大学院	国際会計研究科 国際会計専攻	私立	14年度	100	国際会計修士（専門職） ファイナンス修士（専門職）
早稲田大学大学院	公共経営研究科 公共経営学専攻	私立	15年度	50	公共経営修士（専門職）
早稲田大学大学院	アジア太平洋研究科 国際経営学専攻	私立	15年度	150	経営管理学修士（専門職） 技術経営学修士（専門職）
天使大学大学院	助産研究科 助産専攻	私立	16年度	40	助産修士（専門職）
デジタルハリウッド 大学院大学	デジタルコンテンツ研究科 デジタルコンテン ツ専攻		16年度		コンテンツマネジメント 修士（専門職）
東京理科大学大学院	総合科学技術経営研究科 総合科学技術経営専攻	私立	16年度	50	技術経営修士（専門職）
日本社会事業大学 大学院	福祉マネジメント研究科 福祉マネジメント専攻	私立	16年度	80	福祉マネジメント修士 （専門職）
法政大学大学院	イノベーション・マネジメント研究科 イノベ ーション・マネジメント専攻	私立	16年度	60	経営管理修士（専門職） 情報技術修士（専門職）
明治大学大学院	グローバル・ビジネス研究科 グローバル・ビ ジネス専攻	私立	16年度	80	経営管理修士（専門職）
早稲田大学大学院	ファイナンス研究科 ファイナンス専攻	私立	16年度	125	ファイナンス修士（専門職）
京都情報大学院大学	応用情報技術研究科 ウェブビジネス技術専攻	私立	16年度	80	情報技術修士（専門職）
同志社大学大学院	ビジネス研究科 ビジネス専攻	私立	16年度	70	ビジネス修士（専門職）
宝塚造形芸術大学 大学院	デザイン経営研究科 デザイン経営専攻	私立	16年度	40	デザイン経営修士（専門職）
徳島文理大学大学院	総合政策研究科 地域公共政策専攻	私立	16年度	10	公共政策修士（専門職）

経営（3）経営学（1）経営管理（4）経営管理学（1）ビジネス（2）公共経営（1）公共政策（3）公共法政策学（1）ファイナンス（2）国際会計（1）技術経営（2）技術経営学（1）情報技術（2）デザイン経営（2）コンテンツマネジメント（1）福祉マネジメント（1）医療経営・管理学（1）社会健康医学（1）助産（1）

こうした学位名称の多様性を、自由化の産物として積極的に評価すべきかもしれない。しかし、学位制度が社会的な制度のひとつであり、しかも授与されるのが職業上の資格や能力と直接結びついた、ほかならぬ「専門職」学位であることからすれば、名称の多様性は混乱とみるべきではないか。一般大学院の授与している学位名称のなかには、上記専門職学位と同一名称のものが少なくなっている。例えば「経営学修士（専門職）」と「修士（経営学）」とは、なにがどのように違うのか、さらにいえば同じ専門職学位でも「経営修士」と「経営学修士」とは同じなのか、違うのか。

それらは新制度の発足時に特有の混乱であり、制度が社会的に定着していけば、やがては収束すると考えるべきなのかもしれない。しかし先にふれたように、専門的職業とは何かについての十分な議論や共通の認識、さらには明確な定義のないままに「専門職」大学院が発足したことが、こうした混乱の原因であるとしたら、それはさらに拡大することはあっても収斂することは、望みがたいのではないか。

とりわけ、既存の大学・大学院の一部として設立されるのではなく、例えば専修学校などを母体に「市場」に新規参入する専門職大学院のなかには、競争を強く意識して新奇な専攻名や学位名称を使うところが少なくない。しかし、学位は言ってみれば大学・学問の世界や職業の世界、さらには広く日本の社会やグローバル化する国際社会に流通する、一種の「通貨」である。中教審大学分科会で、法科大学院の修了者にあえて「法務博士」号の授与を認めたのも、単に標準年限が3年だからというだけでなく、モデルとされたアメリカのロースクールの授与するのがドクター号だという、その意味での国際性を重視したためである。

専門職大学院、いや日本のすべての大学院の授与する学位の、国内のみならず、国際的な流通性を保証するためには、その内容や水準は言うまでもなく、名称についても、十分な関心を払う必要があるのではないか。

結び

専門職大学院の発足が、専門職業教育の問題を超えて、わが国の高等教育システム全体に投げかける問題は、先にもふれたように多岐にわたっている。これまで見てきたいくつかの問題は、そのごく一部にすぎず、検討を要する問題はさらに数多く残されている。専門職大学院の出現は、その意味で、わが国の高等教育システムがこの半世紀にわたって抱えてきた問題を改めて提起し、さらには伏在してきた問題を表面化させる役割を果たしたといつてよい。そしてそれは、（専門職大学院の発足もその重要な一部である）高等教育システムの改革が、部分的・断片的なその積み重ねではなく、あるべき全体像の展望に立ったものになることを、強く求められていることを示唆してい

る。最近、グランドデザインの必要性が強くいわれている背景には、そうした認識の深まりがある
と見るべきだろう。半世紀あまり前に始まった、日本的な大学像・高等教育像の模索は、終わりを
告げたわけではないのである。

参考文献

- 天野郁夫 2003, 『日本の高等教育システム』 東京大学出版会。
海後宗臣・寺崎昌男 1969, 『大学教育 戦後日本の教育改革 9』 東京大学出版会。
学校教育研究所 1966, 『新日本教育年記』 第1巻。
同 1966, 『新日本教育年記』 第2巻。
同 1967, 『新日本教育年記』 第3巻。
黒羽亮一 1993, 『戦後大学政策の展開』 玉川大学出版部。
高等教育研究会編 2002, 『大学審議会全二八答申・報告集——大学審議会十四年間の活動の軌跡と
大学改革——』 ぎょうせい。
大学基準協会編 1957 A, 『大学基準協会十年史』 大学基準協会。
大学基準協会編 1957 B, 『大学基準協会創立十年記念論文集 新制大学の諸問題』。
大学設置審議会大学設置計画分科会 1984, 『昭和61年以降の高等教育の計画的整備について』。
中央教育審議会 2002, 『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について・大学院における高
度専門職業人養成について・法科大学院の設置基準等について（答申）』。
日本近代教育史料研究会編 1998, 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』 第13巻, 岩波書店。
法律時報・法学セミナー編集部編 2000, 『法律時報増刊 シリーズ司法改革I 法曹養成・ロース
クール構想』 日本評論社。
文部省大学局 1976, 『高等教育の計画的整備について——昭和50年度高等教育懇談会——』。
横浜国立大学現代高等教育研究所 1973, 『増補 中教審と教育改革』 三一書房。